

鶴岡市公共施設等総合管理計画

平成29年2月

山形県鶴岡市

【目 次】

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1. 計画策定の背景	1
2. 市の概要	2
3. 計画の位置付け	3
4. 対象施設	4
5. 計画期間	5
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	6
1. 人口の今後の見通しと課題	6
2. 公共施設等の状況と課題	8
（1）公共建築物	8
（2）インフラ系施設	11
（3）土地	14
3. 公共施設等に係る中長期的な経費と課題	15
（1）歳入歳出の推移	15
（2）将来更新費用シミュレーション	16
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針	20
1. 目的と全体像	20
2. 基本原則	21
（1）総量の適正化	21
（2）安全性と利便性の確保	21
（3）計画的な投資	21
3. 全体基本方針	22
（1）点検・診断等の実施方針	22
（2）安全確保の実施方針	22
（3）耐震化の実施方針	22
（4）修繕・更新・長寿命化・統廃合等の実施方針	22
（5）民間技術等の活用に関する方針	23
（6）議会及び市民との情報共有に関する方針	23
（7）職員の意識改革に関する方針	23
第4章 施設類型別基本方針について	24
1. 施設類型別基本方針の位置付け	24
2. 施設類型別基本方針（前期）	24

(1) コミュニティ関連施設	24
(2) 防災・防犯施設	25
(3) 消防施設	27
(4) 環境施設	28
(5) 自然学習施設	29
(6) 児童福祉施設	30
(7) 社会福祉施設	31
(8) 障害福祉施設	31
(9) 高齢福祉施設	32
(10) 病院施設	34
(11) 学校等	35
(12) 学術研究施設等	37
(13) 図書館・メディア施設	38
(14) 社会教育施設	40
(15) スポーツ施設	41
(16) 農業施設	43
(17) 漁港	44
(18) 産業振興施設	45
(19) 観光施設	46
(20) 公園施設	47
(21) 駐車駐輪施設	48
(22) 道路等	49
(23) 情報通信施設	51
(24) 保健衛生施設	53
(25) 公衆便所	54
(26) 市営住宅	55
(27) 上下水道施設	56
(28) 庁舎等	58
(29) 土地	59

第5章 本計画の着実な推進に向けて	60
1. 取組体制	60
2. フォローアップの実施方針	60
(1) 全庁的なフォローアップ	61
(2) 施設所管課によるフォローアップ	61
(3) 取りまとめ部門（事務局）によるフォローアップ	61

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の背景

現在、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等¹の老朽化が進んでおり、安全性の確保や、維持管理費の増大などは、一部の地域にとどまらず日本全体に共通した重要な課題となっています。このことから国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には、公共施設等を管理する各省庁や地方自治体に対し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を策定することを要請しました。

本市においても上記の課題は例外でなく、本市が所有する公共施設等の多くが、今後20年以内に急速に老朽化が進むことが予想されます。

また、昭和55年以降、本市の総人口は減少し続けており、財源不足などが懸念されている中で、これまで増え続けてきた公共施設（いわゆるハコモノ）やインフラ施設（道路・上下水道等）の規模を、今後も維持する場合、膨大な費用が、将来の特定の時期に集中して発生することが予想されます。

平成17年の新市体制後は、行財政改革の取組等により、機能が重複する施設や余剰施設の処分・利活用等にも努めてまいりましたが、上述のような背景を受け、今後は、老朽化対策はもちろんのこと、少子高齢化や行政需要の変化にも配慮しながら、公共施設等の管理の適正化に対し、より一層、全庁的に取り組む必要があります。

上記のような背景を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りながら、一方で、必要な投資をしっかりと見極めた上で着実に実施していくことで、「市民一人ひとりの暮らしや文化・産業・経済活動の展開の基盤」という公共施設等の本来の機能を、末永く確実に発揮させ続けることを目的に、本計画を策定します。

¹ 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」によると、公共施設等とは公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念。

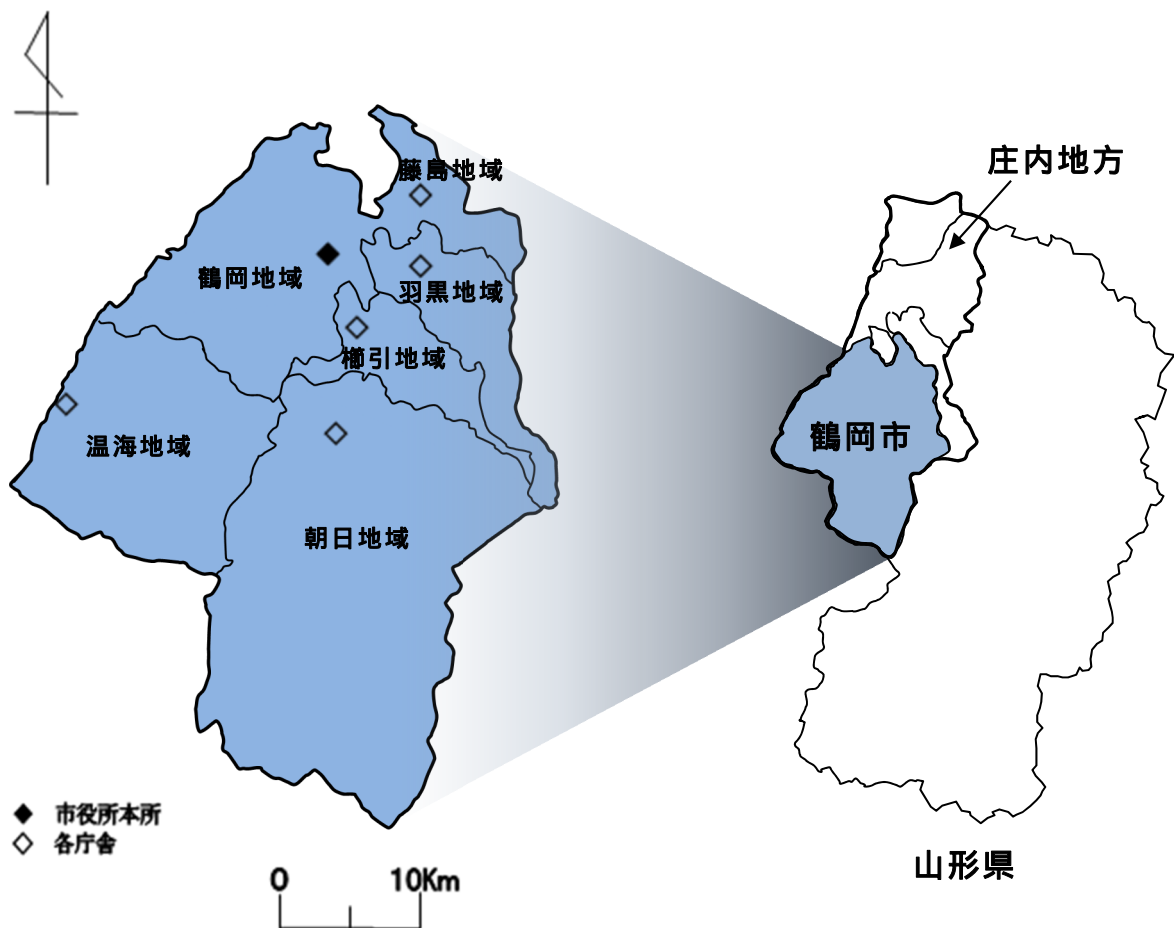
2. 市の概要

鶴岡市は山形県の北西部の南端に位置しています。

市域は、東北地方の市町村で最も広く、東西は約43km、南北は約56km、総面積は1,311.53km² に及びます。

地形は、北部に庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流し、この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約42kmにわたって砂丘海岸と起伏に富んだ磯海岸が形成されています。

平成17年10月1日に旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併し、現在の鶴岡市となり、四季折々の豊かな自然のなか、農林水産業を基幹とした産業を営み、各地域の多彩な特性を反映した様々な伝統文化や生活文化を築きながら、さらなる地域コミュニティの発展・創造に努めています。

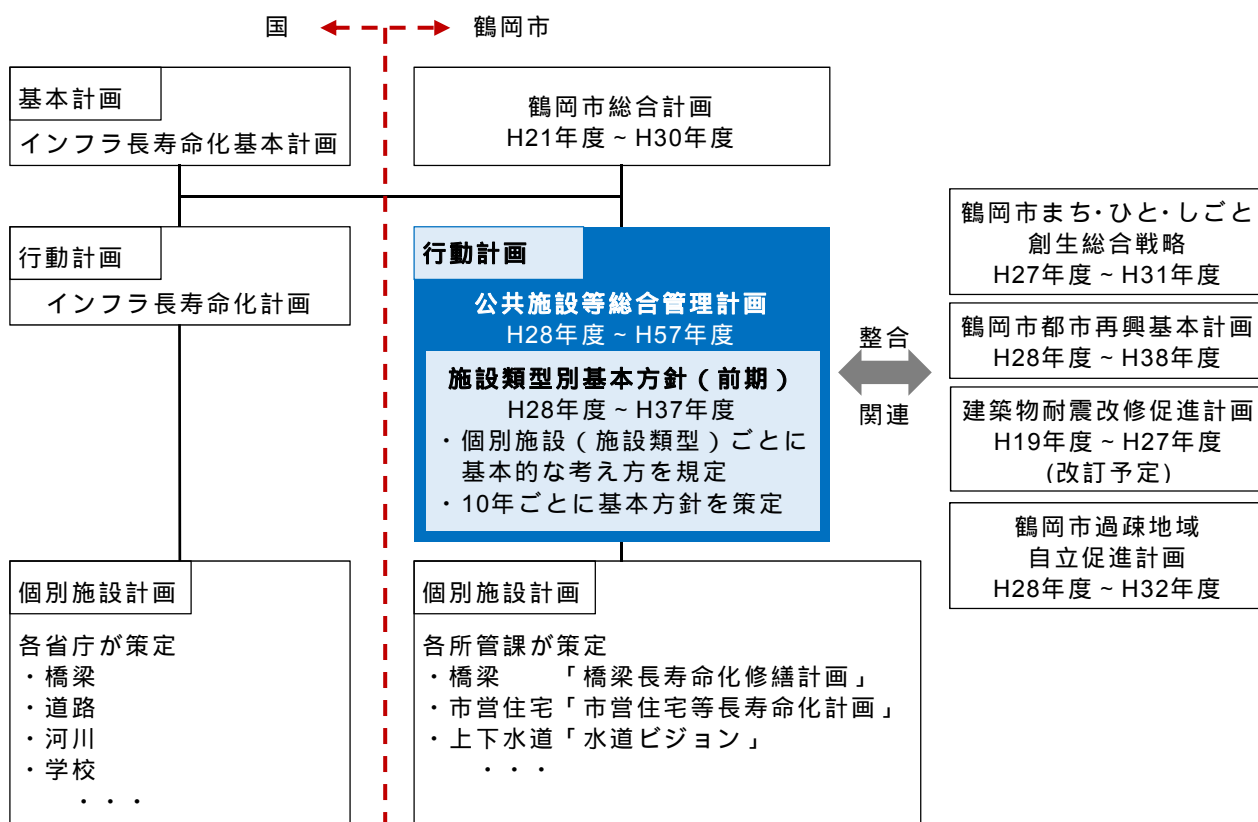


3. 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ老朽化対策である「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として本市が作成する計画です。

本計画は「鶴岡市総合計画」の下位計画とし、既に策定済の他の計画との整合性に留意するとともに、「鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画（平成25年3月）」、「鶴岡市営住宅長寿命化計画（平成26年3月）」「鶴岡市水道ビジョン（平成26年3月2次改訂）」については、総合管理計画の個別施設計画として位置付けます。

図1 他計画との関連図



4. 対象施設

本計画は、公共施設等の維持・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に行うことで、市の財政負担を軽減・平準化することを目的の一つとしているため、公共施設全体を対象とする必要があります。よって、本計画では下記の通り、建物系施設の他、屋外スポーツ施設や屋外観光施設等の屋外系施設、道路・上下水道・公園等のインフラ系施設もその対象に含むものとします。また、上位計画「総合計画後期基本計画」との関連を重視し、施設類型を設定しています。

表1 対象施設一覧

上位計画 「総合計画後期基本計画」との関連	施設類型	公共建築物		インフラ系 施設	土地
		建物系 施設	屋外系 施設		
互いに顔が見える 地域コミュニティづくり	コミュニティ関連施設	○			
地域の防災・防犯力の強化	防災・防犯施設		○		
消防・救急体制の強化	消防施設	○	○		
資源循環型社会の形成	環境施設	○			
環境の美化・保全活動の推進	自然学習施設	○			
少子化対策の推進と 健やかな子どもの育成	児童福祉施設	○			
こころと体の健康増進	社会福祉施設	○			
障害者の自立生活の実現	障害福祉施設	○			
高齢者がいきいきとした 地域の実現	高齢福祉施設	○			
医療の提供体制の充実	病院施設	○			
学校教育の充実	学校等	○	○		
高等教育機関の充実	学術研究施設等	○			
地域のなかでの人づくり	図書館・メディア施設	○			
芸術の振興と 文化資源の保存継承	社会教育施設	○		○	
市民スポーツの振興	スポーツ施設	○	○		
持続的に発展する農業の振興	農業施設	○			

上位計画 「総合計画後期基本計画」との関連	施設類型	公共建築物		インフラ系 施設	土地
		建物系 施設	屋外系 施設		
安定した水産業の振興	漁港		○		
雇用の促進と はたらく力を高める人づくり	産業振興施設	○			
鶴岡ならではの観光の振興	観光施設	○	○		
快適な都市環境の形成	公園施設			○	
	駐車駐輪施設		○		
交流・連携の推進と基盤の整備	道路等			○	
	情報通信施設		○		
安全・安心な生活基盤の整備	保健衛生施設	○			
	公衆便所	○			
	市営住宅	○			
	上下水道施設	○	○	○	
全般	庁舎等	○			
	土地				○

延床面積が僅少な施設については総合管理計画の対象から除外しています。

5. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）～平成57年度（2045年度）までの30年間とし、今後の取り組み状況の進捗や社会情勢の変化などに応じ、適宜見直しを行います。

なお、公共施設等の更新費用は、公共施設等の耐用年数に鑑み、平成28年度（2016年度）～平成67年度（2055年度）までの40年間について試算します。

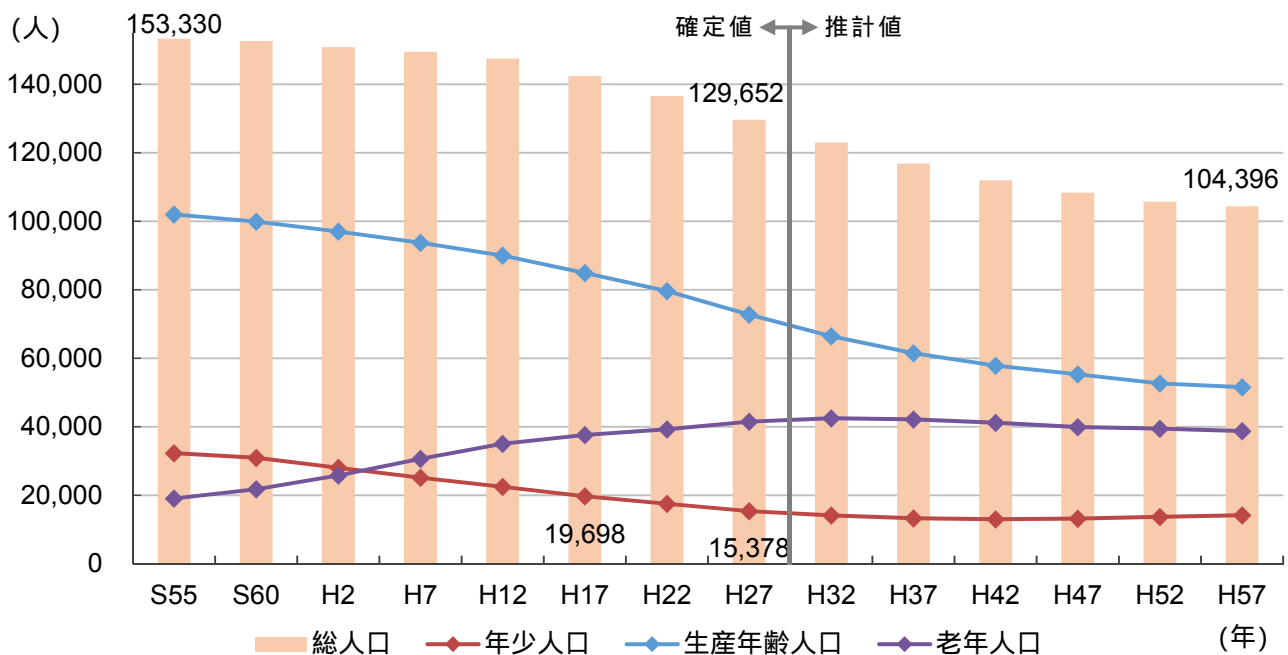
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 人口の今後の見通しと課題

昭和55年に153,330人であった本市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成27年時点では129,652人と約15%減少しています。

本計画の関連計画である「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地域経済縮小の克服及び、「まち・ひと・しごと」の創生と好循環の確立という基本的な考えのもと施策を立案し、人口の減少抑制を図っています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値によると、本市の総人口は平成57年には86,926人にまで減少するとされていますが、この人口減少を抑制し、平成57年時点で総人口を約105,000人維持できるように、各種事業を実施していきます。※2

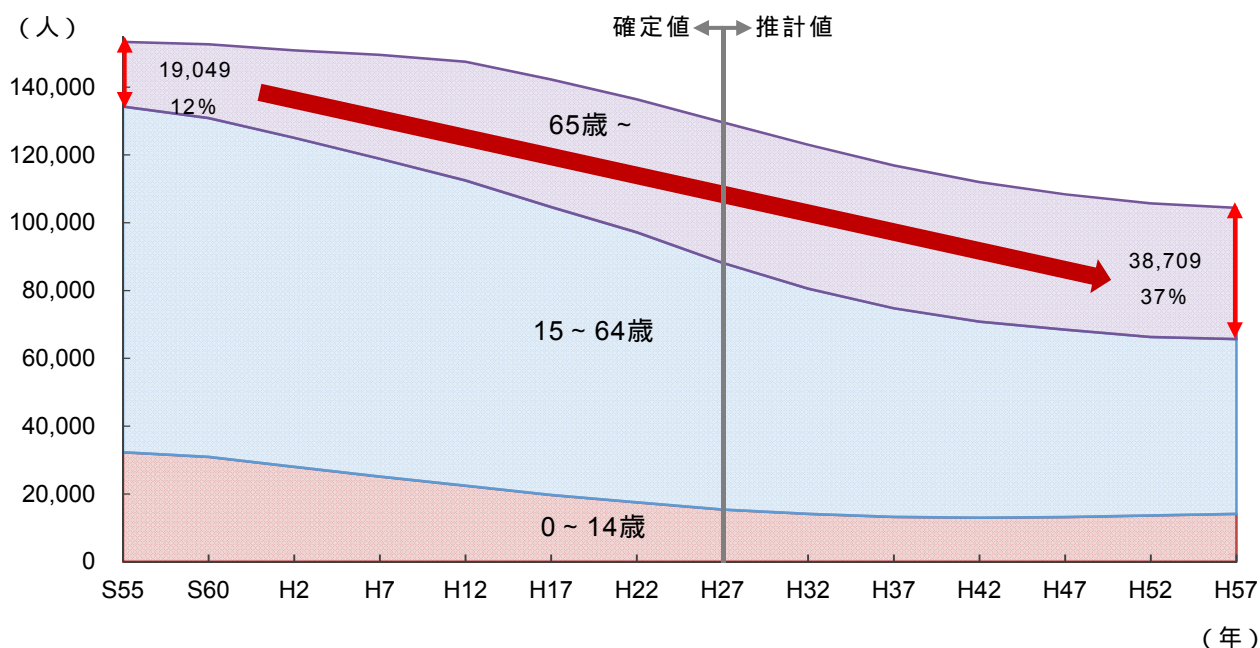
図2 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移



また、年少人口（15歳未満の人口）と生産年齢人口（15歳～65歳未満の人口）は総人口に比例して減少が続いており、特に年少人口については、平成17年時点で19,698人であったものが、平成27年時点では15,378人となり、10年間で約22%の減少となるなど、少子化の進行が数値に表れています。

一方、老年人口（65歳以上の人口）については、生産年齢人口が順次老年期に移行したこと、また、平均寿命が延びていることなどの理由により一貫して増加傾向にあり、昭和55年に老年人口が総人口に占める割合は約12%でしたが、平成57年には37%にまで増加することが見込まれています。

図3 年齢（3区分）別人口が総人口に占める割合の推移



【まとめ】

こうした人口減少及び少子高齢化の進行により、公共施設等の利用者の減少、あるいは、公共施設等に対するニーズの変化といった事象が、徐々に見受けられるようになりました。

このような環境の変化に対応し、公共施設等の配置の見直しに取り組んでいかなければ、公共施設の余剰という問題を招きかねません。

人口減少による余剰施設の発生
～ 公共施設等の“量”の課題～

2. 公共施設等の状況と課題

平成27年度末を基準日とし、公共施設等の状況は以下の通りです。

(1) 公共建築物

建物系施設

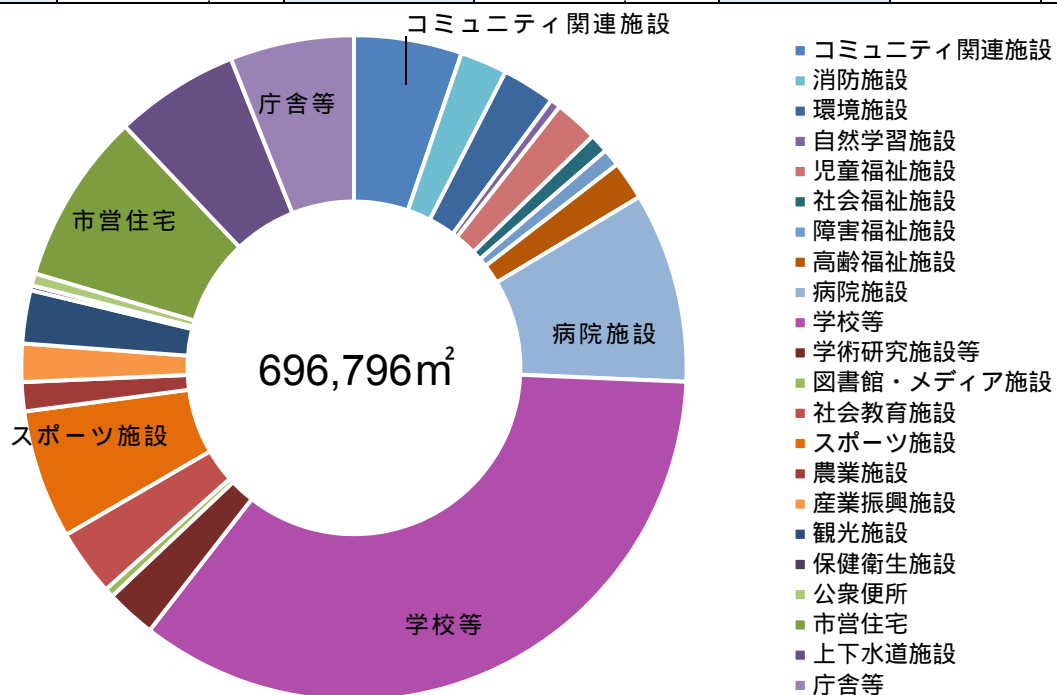
ア．施設類型別整備状況

建物系施設の総延床面積が696,796㎡であり、人口129,652人における、市民一人当たりの延床面積は、5.37㎡です。

施設類型別の延床面積は、学校等が全体の34.9%と最も多く、次いで、病院施設9.3%、市営住宅8.3%の順となっています。

表2 建物系施設の施設類型別延床面積構成比

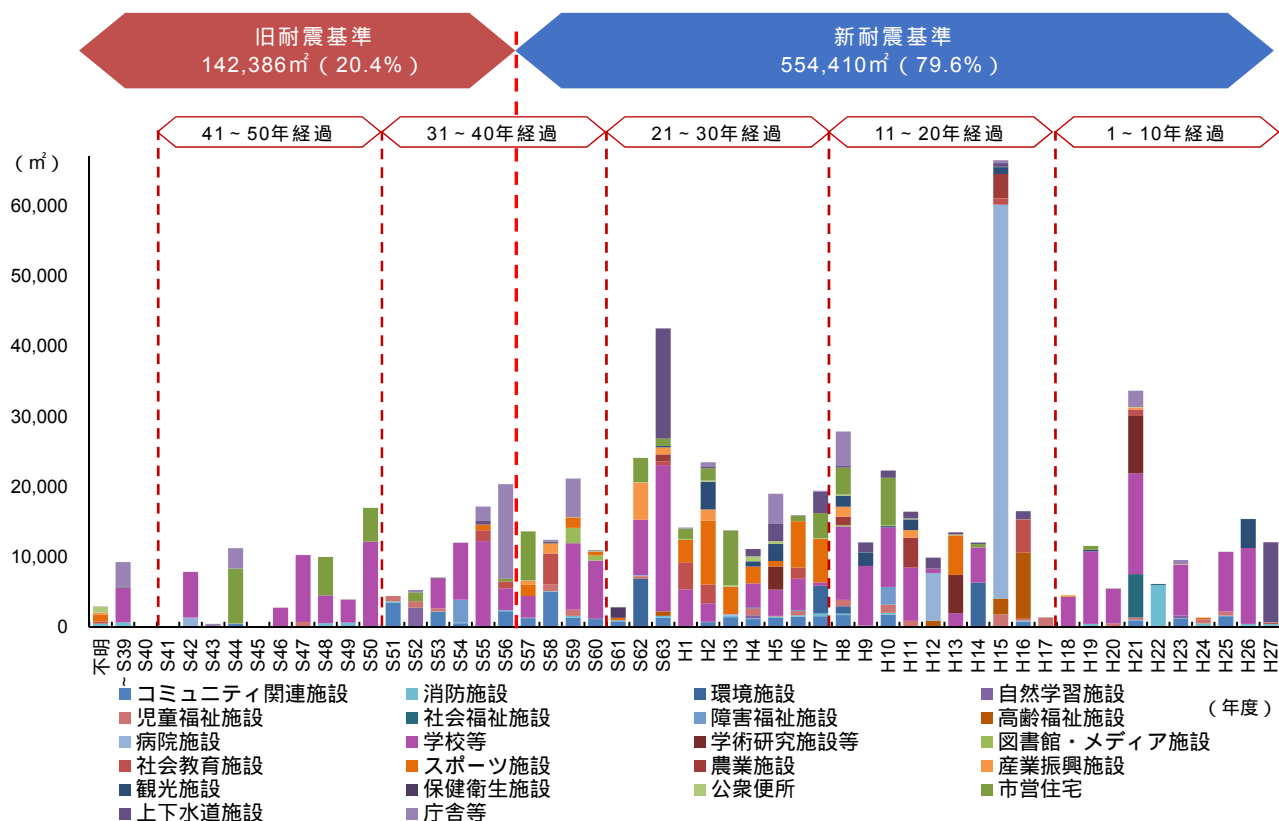
コミュニティ 関連施設	36,530㎡	5.2%	病院施設	64,504㎡	9.3%	観光施設	17,975㎡	2.6%
消防施設	15,969㎡	2.3%	学校等	242,892㎡	34.9%	保健衛生施設	1,682㎡	0.2%
環境施設	17,966㎡	2.6%	学術研究施設等	16,907㎡	2.4%	公衆便所	4,108㎡	0.6%
自然学習施設	3,523㎡	0.5%	図書館・ メディア施設	3,147㎡	0.5%	市営住宅	58,125㎡	8.3%
児童福祉施設	14,774㎡	2.1%	社会教育施設	22,524㎡	3.2%	上下水道施設	42,138㎡	6.1%
社会福祉施設	6,456㎡	0.9%	スポーツ施設	43,648㎡	6.3%	庁舎等	42,013㎡	6.0%
障害福祉施設	5,974㎡	0.9%	農業施設	9,885㎡	1.4%	合計	696,796㎡	100.0%
高齢福祉施設	13,168㎡	1.9%	産業振興施設	12,888㎡	1.8%			



イ．年度別・施設類型整備状況

年度別整備状況をみると、新荘内病院を建設した平成15年度が最も多く、次いで、朝暘第三小学校、羽黒第三小学校の新校舎等を建設した昭和63年度、先端研究産業支援センター等を建設した平成21年度の順となっています。

図4 建物系施設の施設類型別・年度別整備状況



平成27年度末時点で、建物系施設全体に占める、築31年以上が経過している施設の割合は28.9%です。

現状の施設を更新せず、そのまま所有し続けると仮定した場合（以降、同条件）、築31年以上が経過している施設の割合は、10年後には55.6%、20年後には84.1%に達する見込みです。

表3 建物系施設の経過年数状況

51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
12,323㎡	63,854㎡	124,726㎡	186,285㎡	198,700㎡	110,908㎡
1.8%	9.2%	17.9%	26.7%	28.5%	15.9%

31年以上経過割合

現在
28.9%10年後
55.6%20年後
84.1%

ウ．耐震化状況

本市の所有する建物系施設は、79.6%が新耐震基準のもとで建設されており、全体的に新しいと言えます。また、旧耐震基準のもとで建設されたものの、耐震改修不要ないし耐震化済である施設13.5%を含めると、建物系施設全体の93.1%は耐震化されている状況です。

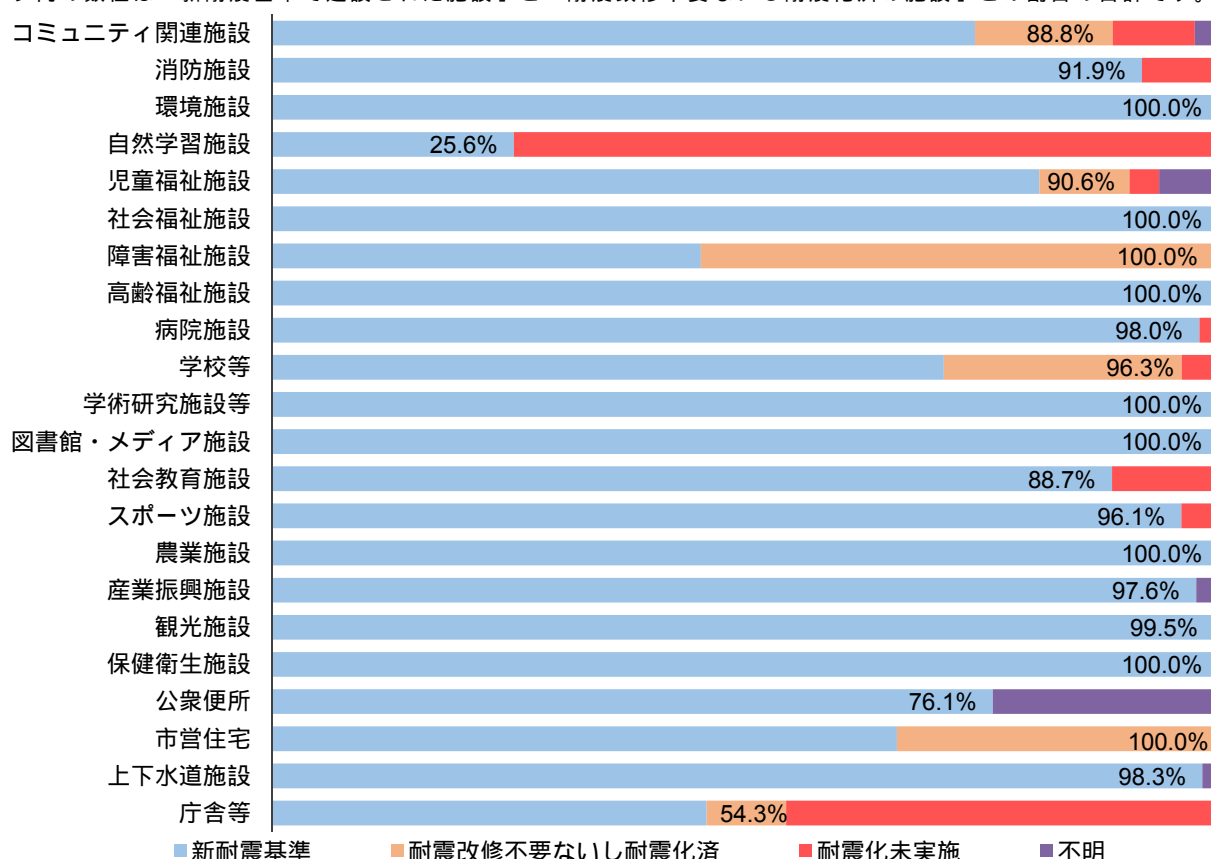
表4 建物系施設の耐震化状況

新耐震基準	旧耐震基準		
	耐震改修不要ないし耐震化済	未実施	不明
79.6%	13.5%	6.3%	0.6%
93.1%		6.9%	

大半の施設に対し、これまで耐震化を進めてきましたが、老朽化による建替えや廃止の時期を見越した上で、一部の施設に対しては耐震化を進めていないことから、それらの施設については一定の方向性を検討する必要があります。

図5 建物系施設の施設類型別耐震化状況

グラフ内の数値は「新耐震基準で建設された施設」と「耐震改修不要ないし耐震化済の施設」との割合の合計です。



屋外系施設

屋外系施設は防災・防犯施設、屋外消防施設、屋外学校施設、屋外スポーツ施設、漁港、屋外観光施設、駐車駐輪施設、情報通信施設及び屋外上下水道施設です。

表5 屋外系施設の概要

施設類型		施設数 等
防犯・防災施設	防犯灯	16,894 灯
	防災無線	196 局
屋外消防施設	防火水槽	1,184 槽
屋外学校施設	グラウンド	41 箇所
	プール	32 槽
屋外スポーツ施設		18 施設
漁港		8 港
屋外観光施設		12 施設
駐車駐輪施設		5 施設
情報通信施設		11 施設
屋外上下水道施設	浄化槽	483 槽

(2) インフラ系施設

道路・林道

本市が管理する道路は実延長1,513km、路線数は3,513路線であり、林道は総延長324km、路線数は175路線です。

図6 道路・林道の年度別整備状況

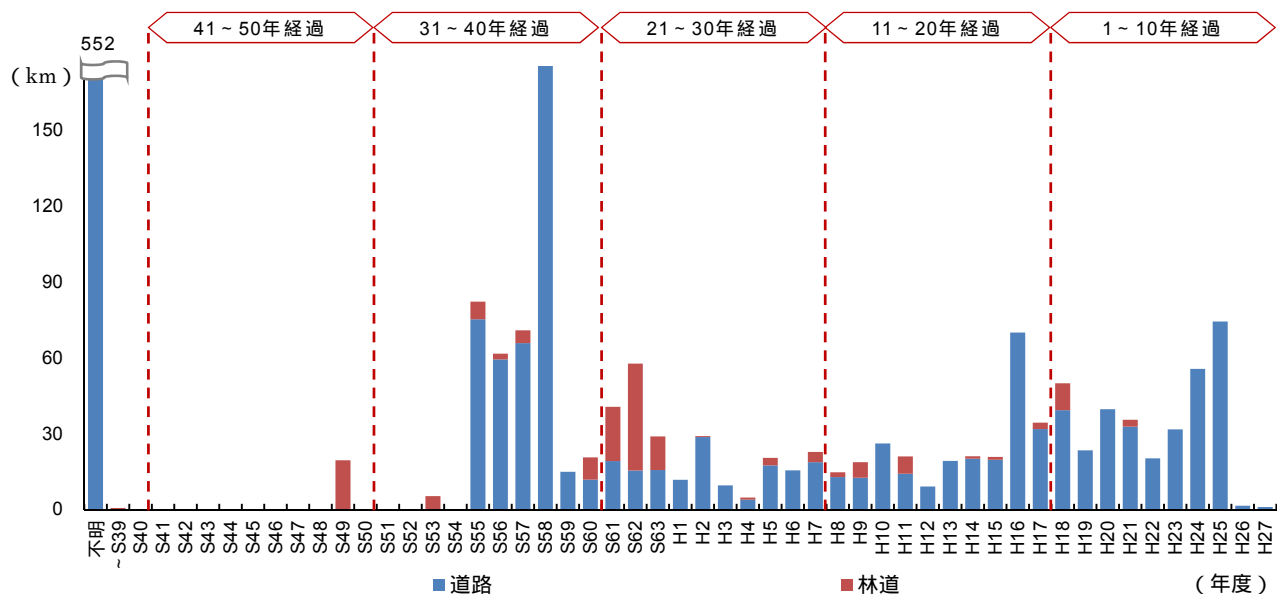


表6 道路・林道の経過年数状況

51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
553km	19km	437km	241km	255km	332km
30.1%	1.1%	23.8%	13.1%	13.8%	18.1%

31年以上経過割合

現在
55.0%10年後
68.1%20年後
81.9%

橋梁

橋梁数は845橋（道路橋838橋、農道橋6橋、林道橋1橋）、橋梁面積は78,519㎡であり、構造別に見ると、PC・RC橋は733橋で56,598㎡、鋼橋は108橋で21,753㎡、木橋は4橋で168㎡となっています。

図7 橋梁の年度別整備状況

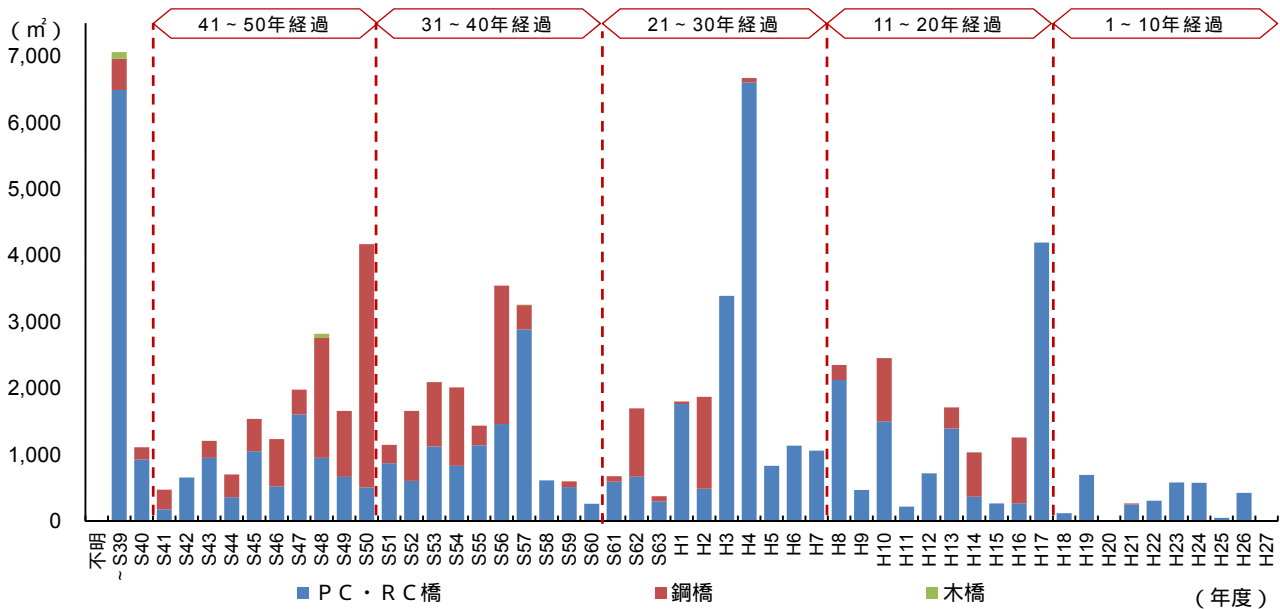


表7 橋梁の経過年数状況

51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
8,175㎡	16,459㎡	16,638㎡	19,527㎡	14,691㎡	3,029㎡
10.4%	20.9%	21.2%	24.9%	18.7%	3.9%

31年以上経過割合

現在
52.5%10年後
77.4%20年後
96.1%

公園

公園数は198園で、総面積は177haです。

図8 公園の年度別整備状況

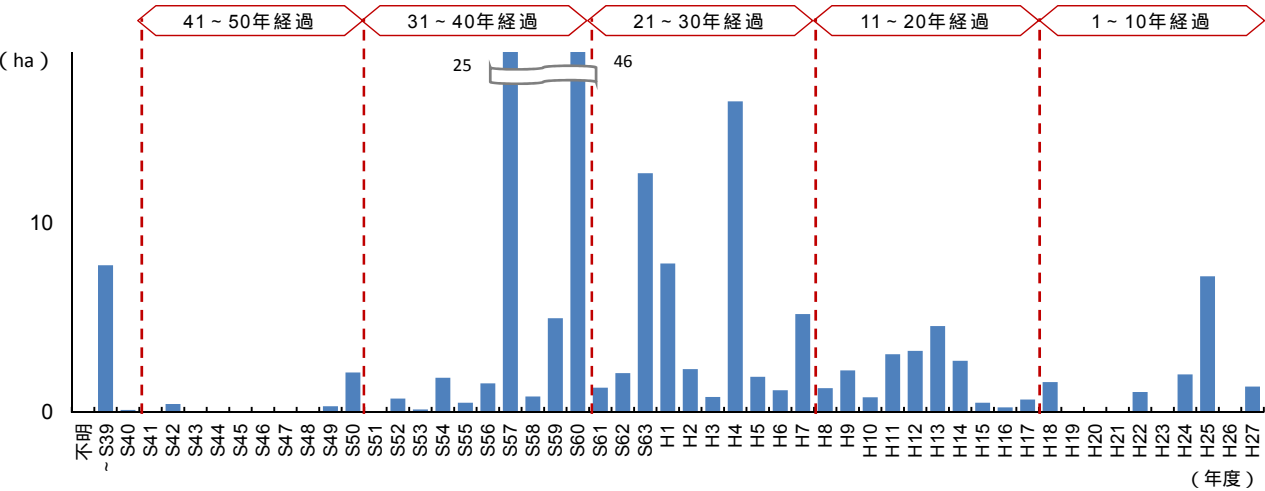


表8 公園の経過年数状況

51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
8ha	3ha	82ha	52ha	19ha	13ha
4.5%	1.7%	46.3%	29.1%	10.9%	7.5%

31年以上経過割合 現在 52.5% 10年後 81.6% 20年後 92.5%

上水道

導水管51km、送水管67 km、配水管1,249 kmとなっています。

図9 上水道管路の年度別整備状況

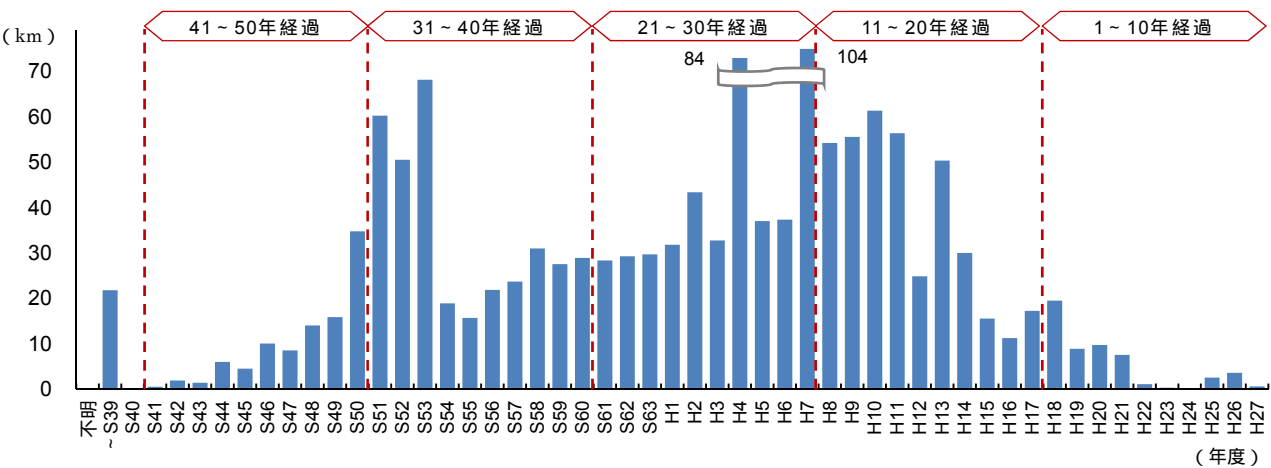


表9 上水道管路の経過年数状況

51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
22km	99km	350km	462km	380km	54km
1.6%	7.2%	25.6%	33.8%	27.8%	4.0%

31年以上経過割合 現在 34.4% 10年後 68.2% 20年後 96.0%

下水道・集落排水管渠

下水道管渠が延長700 km、集落排水が延長224 kmとなっています。

図10 下水道管渠及び集落排水管渠の年度別整備状況

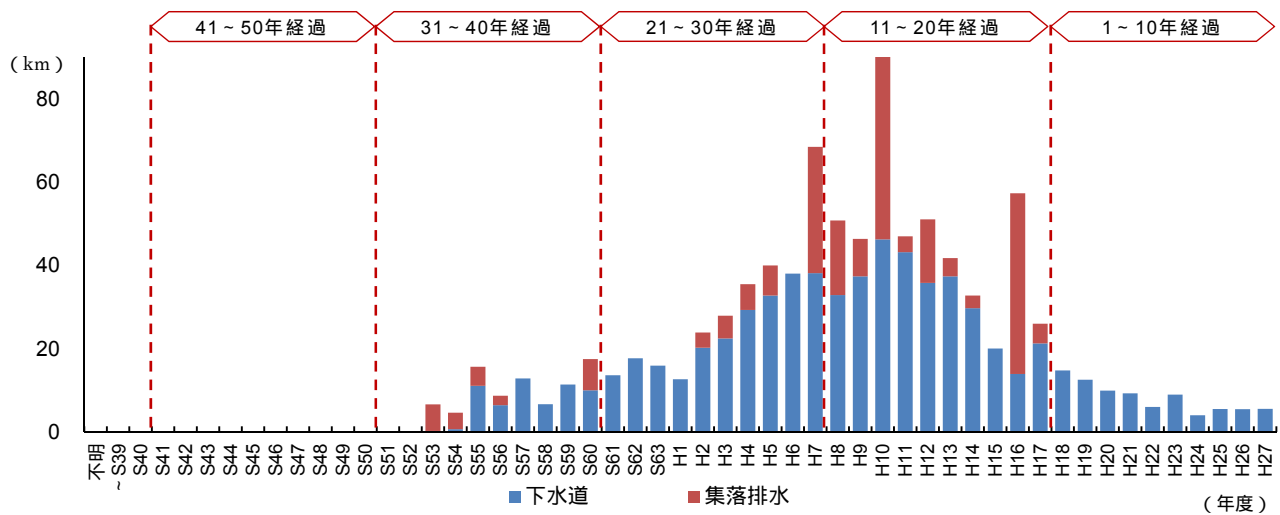


表10 下水道・集落排水管渠の経過年数状況

	51年以上経過 または不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
下水道 管渠	0km 0.0%	0km 0.0%	59km 8.5%	241km 34.4%	318km 45.4%	82km 11.7%
集落排水	0km 0.0%	0km 0.0%	25km 11.1%	53km 23.7%	146km 65.2%	0km 0.0%

31年以上経過割合 現在 9.1% 10年後 40.9% 20年後 91.1%

(3) 土地

平成27年度末時点で、普通会計に係る土地52.7km²を有しており、公営企業会計に係る土地も含めると、市有地全体の面積は53.2km²となっています。

【まとめ】

今後、公共施設等に対しては、少子高齢化の進展による世代構成の変化により、安全性の確保はもとより、これまで以上に利便性が求められていくと考えられます。

一方で、少子高齢化と歩調を合わせるように、本市の公共施設等の多くも徐々に老朽化が進みつつあり、安全性や利便性の低下要因となることが懸念されます。

老朽化による施設機能の低下
～ 公共施設等の“質”の課題～

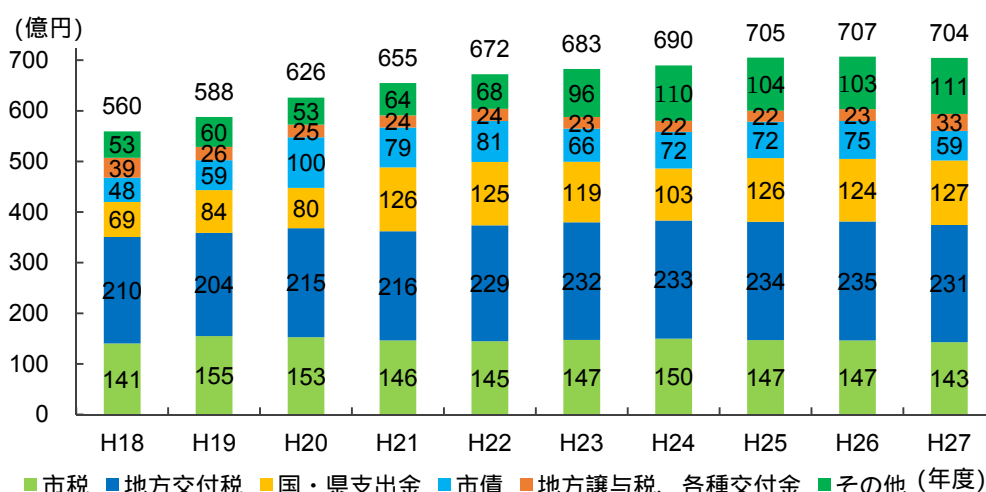
3. 公共施設等に係る中長期的な経費と課題

(1) 歳入歳出の推移

歳入

本市の普通会計における歳入総額は、平成17年の市町村合併以降、増加し続けており、平成27年度の歳入総額は704億円でした。他方、市税は平成19年度をピークに141～155億円で推移しており、将来人口推計で生産年齢人口の減少が見込まれている中、市税の増加に対する期待が薄い状況にあります。また平成28年度以降は、普通交付税の合併算定替による優遇措置が、段階的に縮小されていきます。

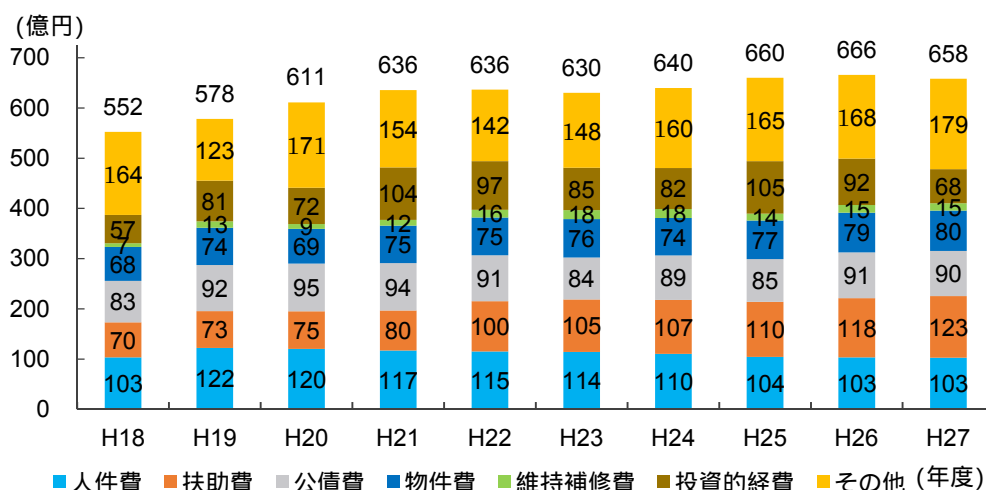
図11 歳入の推移



歳出

歳出額も、歳入同様に合併以降、徐々に上昇しており、平成27年度の歳出総額は658億円でした。上述のように、市税の増加を見込むことが厳しく、かつ、交付税が減少することなどから、今後は歳出額も抑えていく必要がある中で、投資的経費への充当額についても、段階的な削減を検討していかなければなりません。

図12 歳出の推移



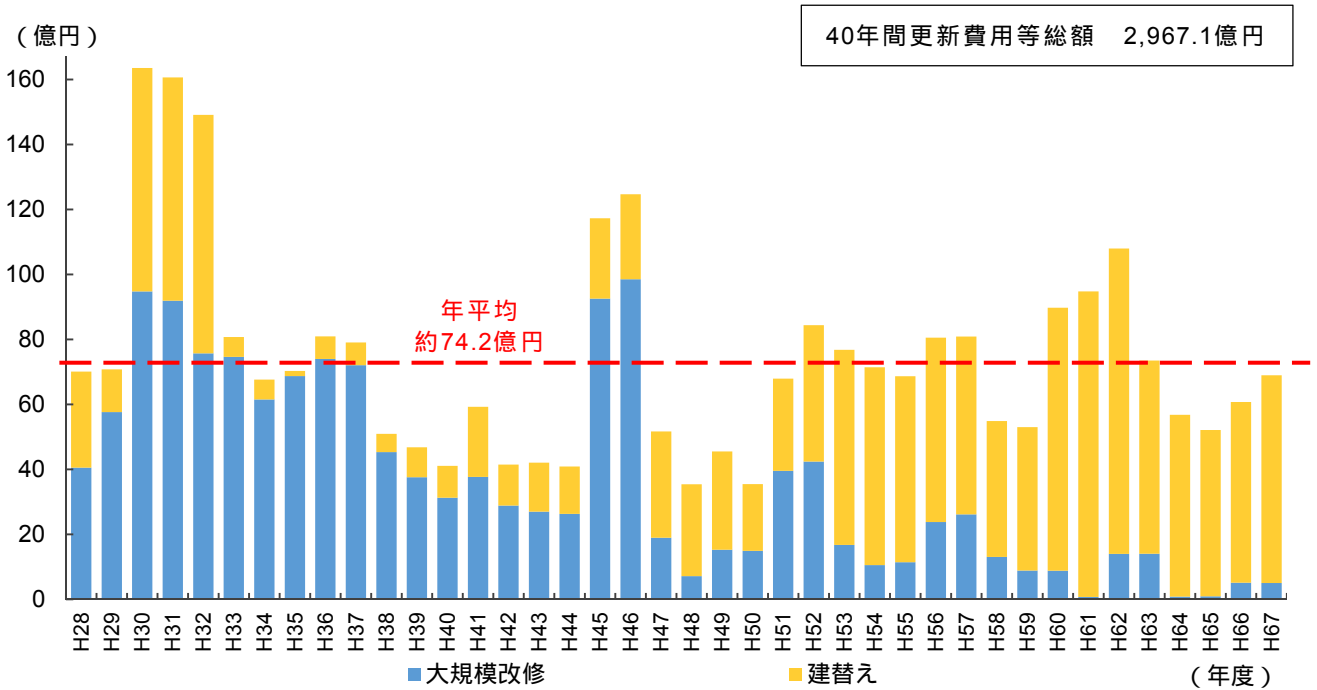
(2) 将来更新費用シミュレーション

公共建築物

ア．建物系施設

今後40年間に、建物系施設の更新等にかかる費用は2,967.1億円と推計され、1年あたりの平均費用は約74.2億円となります。

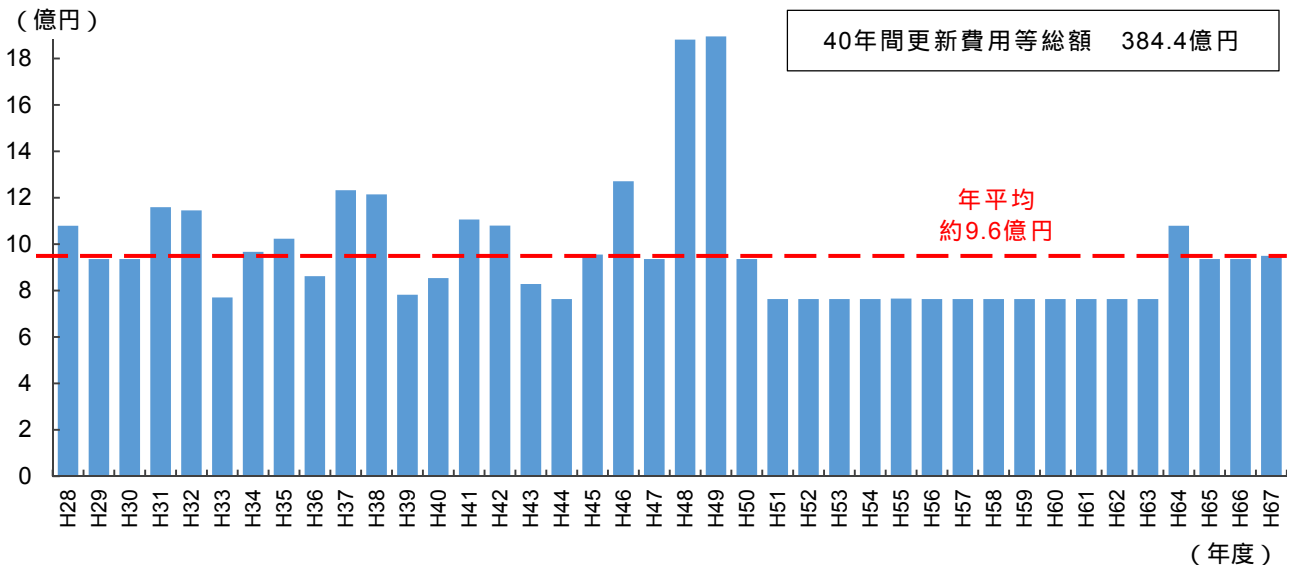
図13 建物系施設の更新等にかかる費用の推計



イ．屋外系施設

今後40年間に、屋外系施設の更新等にかかる費用は384.4億円と推計され、1年あたりの平均費用は約9.6億円となります。

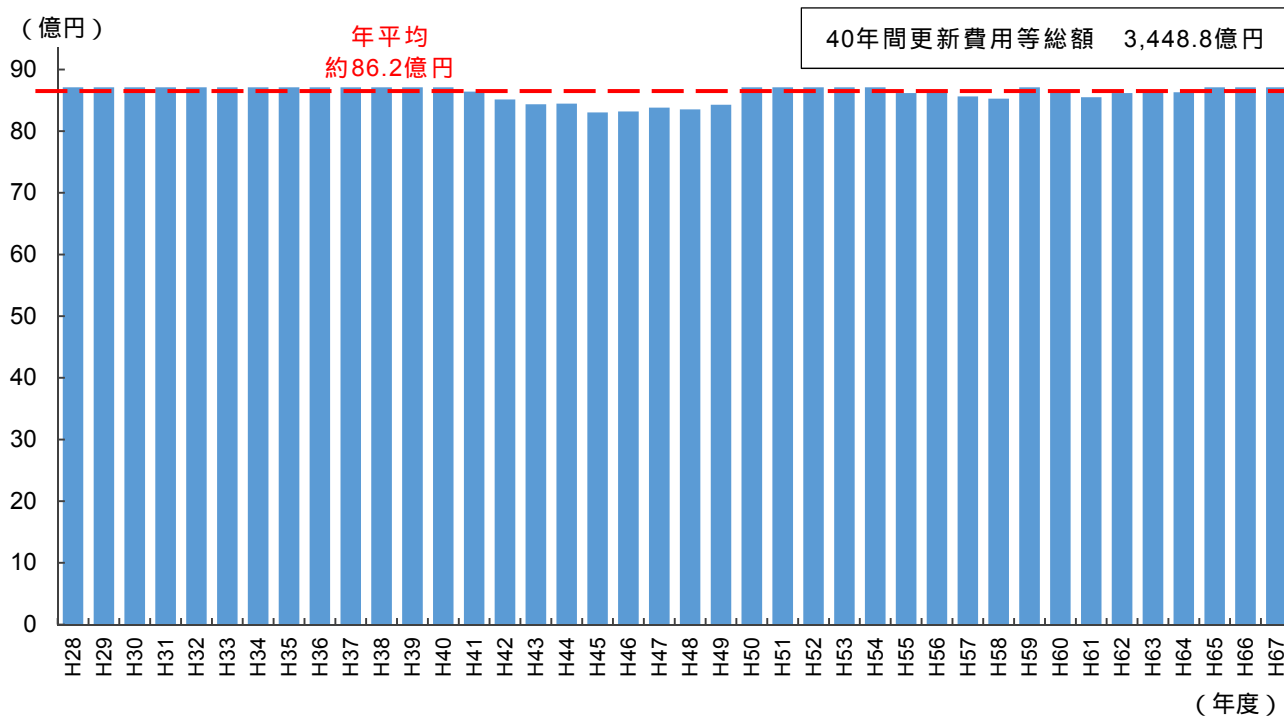
図14 屋外系施設の更新等にかかる費用の推計



インフラ系施設

今後40年間に、インフラ系施設の更新等にかかる費用は3,448.8億円と推計され、1年あたりの平均費用は約86.2億円となります。

図15 インフラ系施設の更新等にかかる費用の推計



公共施設等全体

今後40年間に、公共施設等（建物系施設、屋外系施設、インフラ系施設）の更新等にかかる費用は6,800.3億円と推計され、1年あたりの平均費用は約170.0億円となります。

過去5年間の投資的経費等の1年あたりの平均は103.6億円であり、これと比較して1.64倍の費用が必要になります。

図16 公共施設等全体の更新等にかかる費用の推計

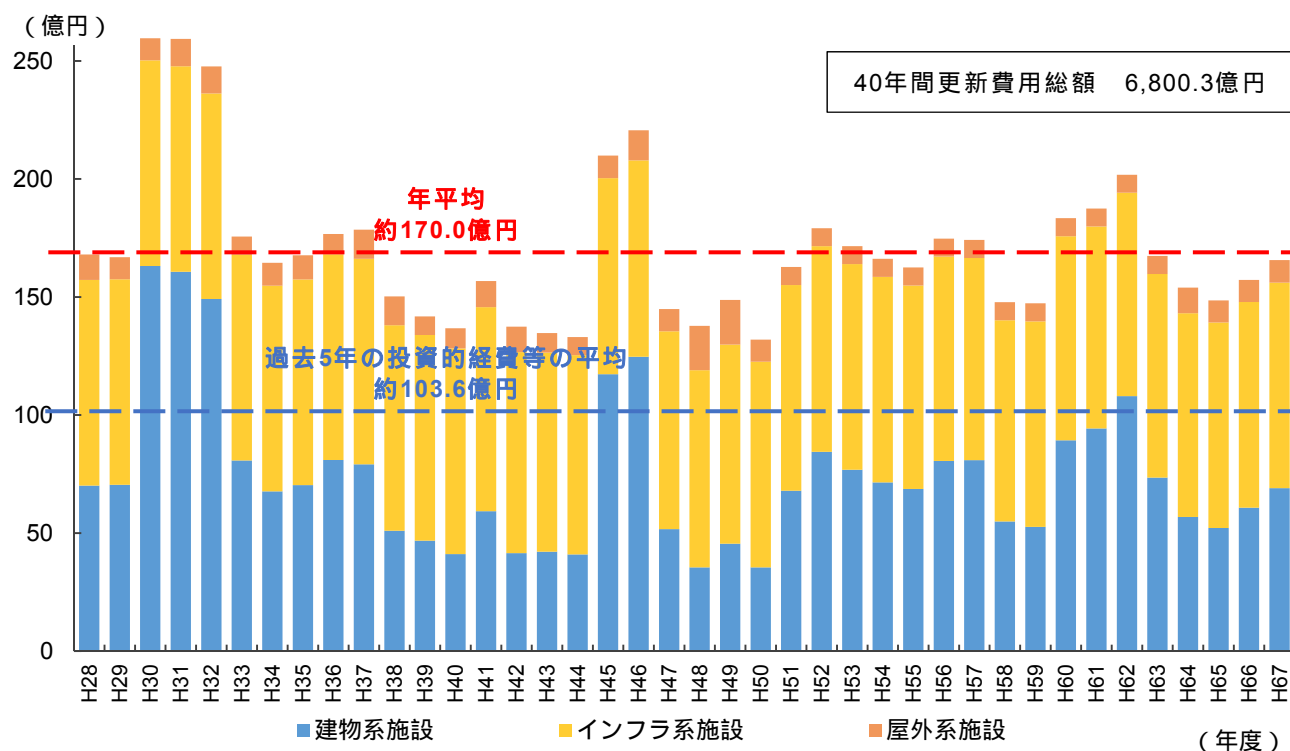


表11 将来更新費用の年平均と投資的経費等の平均

今後40年間の 更新費用A	年平均 B=A/40	過去5年の 投資的経費等平均 C	B/C
6,800.3億円	170.0億円	103.6億円	1.64

【まとめ】

今後も現状の投資的経費等が維持されると仮定しても、公共施設等の総量を計画的に適正化していかなければ、更新費用が捻出できなくなってしまう。

複合化、集約化、廃止等による更新費用の軽減を図るとともに、更新費用が特定の時期に集中しないよう平準化を図る必要があります。

**課題：更新費用の増加と集中
～ 公共施設等の“コスト”の課題～**

補足資料

試算条件

施設類型別更新単価は原則として、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の提供する「公共施設更新費用試算ソフト（総務省推奨）」における初期設定値を用いています。

建物系施設

- ・原則として、今後新たな建設は行わないものと仮定します。ただし、平成27年度末時点で支出が明らかになっており、かつ、その金額が巨額な施設に関しては将来費用に含めています。（文化会館、ごみ焼却施設・最終処分場）
- ・建設後30年で大規模改修、建設後60年で建替えを実施すると仮定しています。
- ・築31年以上50年以下で、かつ、大規模改修未実施の施設に対しては、今後10年間で段階的に大規模改修を行うと仮定しています。
- ・築51年以上が経過しており、かつ、大規模改修未実施の施設については、建替えの時期が近いと見られ、大規模改修は行わずに、建設から60年が経過した時点で建替えると仮定しています。
- ・築61年以上及び取得時期不明の施設は、今後10年間で段階的に建替えを行うと仮定しています。
- ・施設類型別の大規模改修及び建替えの単価は、以下の通りとします。

施設類型	大規模改修	建替え
コミュニティ関連施設、消防施設、病院施設、 学術研究施設等、図書館・メディア施設、自然学習施設、 社会教育施設、農業施設、産業振興施設、庁舎等	25万円/㎡	40万円/㎡
環境施設、児童福祉施設、社会福祉施設、障害福祉施設、 高齢福祉施設、スポーツ施設、観光施設、 保健衛生施設、公衆便所、上下水道施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校等	17万円/㎡	33万円/㎡
市営住宅		28万円/㎡

屋外系施設

- ・屋外系施設については、本市における過年度の各施設の整備費用実績に基づいて単価を設定しています。

インフラ系施設

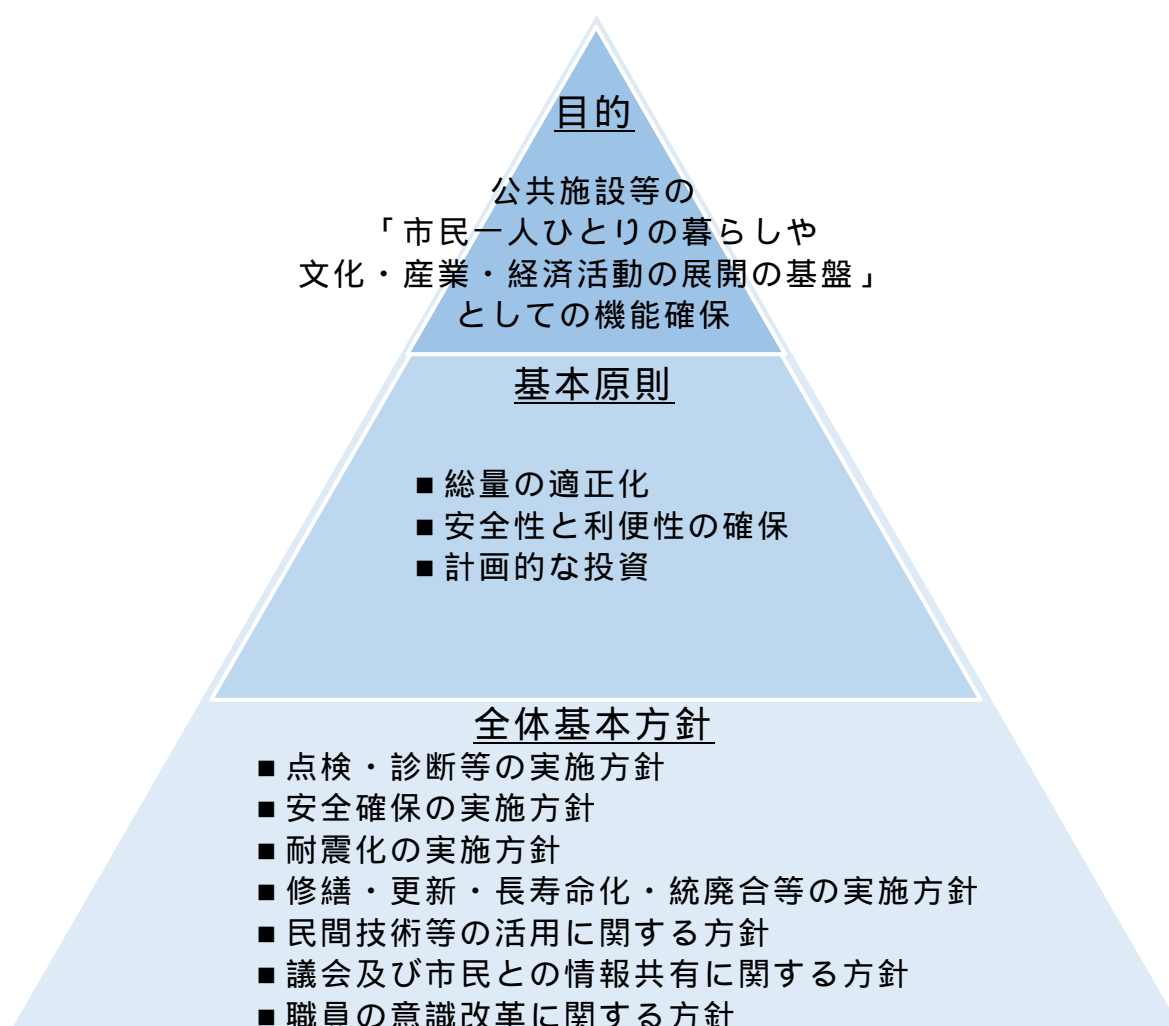
- ・道路は整備面積を更新年数（15年）で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価（4,700円/㎡）を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・橋梁は「鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画」の予防保全型管理の数値を採用しています。
- ・下水道管渠・集落排水管渠は総延長を更新年数（50年）で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価（124千円/m）を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・上水道管路は総延長を更新年数（40年）で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価（135千円/m）を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・林道及び公園は、屋外系施設と同様、本市における過年度の整備費用実績に基づいて単価を設定しています。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 目的と全体像

第2章で述べたように、鶴岡市の公共施設等は、「少子高齢化に伴う人口減少と市民ニーズの変化」「施設の老朽化」「更新等に係る財政負担の一定期間への集中」といった状況に直面しています。

このような状況に対し、公共施設等が「市民一人ひとりの暮らしや文化・産業・経済活動の展開の基盤」として機能し続けるよう、総合的かつ計画的な管理を行うための「基本原則」及び「全体基本方針」を設定します。



2. 基本原則

(1) 総量の適正化

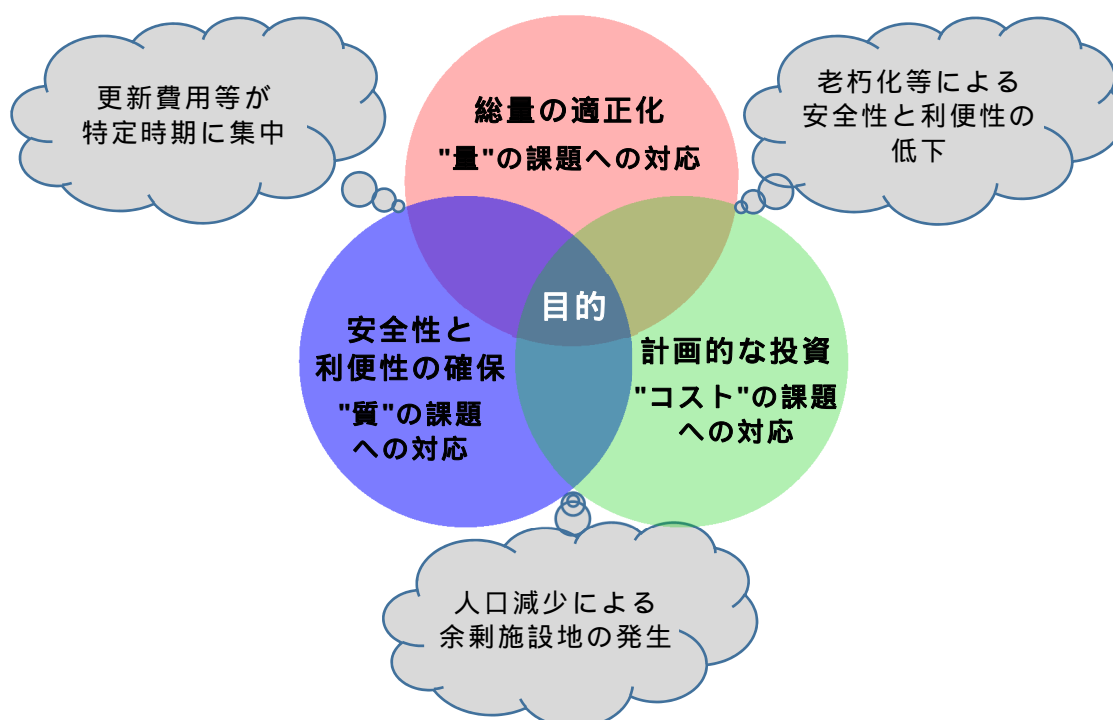
総人口が減少を続け、財源不足が懸念される財政状況の下で、必要とされる施設に対して維持管理・修繕・更新等を適切に行うため、公共施設等の利用状況や市民ニーズの変化等を的確に把握し、全庁的な調整を行い、コンパクトシティの形成とも連動させた上で、総量の適正化を図ります。

(2) 安全性と利便性の確保

公共施設等の老朽化が進んでから行う「事後保全型」の修繕ではなく、老朽化の進行状況や劣化状況を定期的に把握し、問題が軽微な段階で対策を講じる「予防保全型」に取り組み、予期しない大きな不具合の発生を防止するとともに、修繕にかかる時間や費用、建物の老朽化を抑え、安全で快適な利用環境の維持を目指します。

(3) 計画的な投資

将来の特定時期において施設等の更新費用が集中することにより、公共サービスの不均衡や質の低下を招かないように、施設等の老朽化状況と将来の財政見通しの双方を踏まえながら、更新や大規模改修などの公共施設等に対する投資時期の調整（優先順位付け）を行い、負担額の軽減と平準化を図ります。



3. 全体基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 定期的な点検・診断等を実施し、公共施設等が、利用する上で危険な状態に晒されていないか確かめるとともに、定期的に必要となるような軽微な修繕は都度実施し、公共施設等の品質を確保します。
- ・ また、その履歴を集積・蓄積し、大規模改修・更新、統廃合など、今後の最適な管理方針を選択するための基礎資料のひとつとしても活用します。

(2) 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等によって、公共施設等が利用する上で危険な状態にあると認められた場合には、人命を最優先事項とし、利用停止とするなど、早急の対応を行います。
- ・ 老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は、除却対象とし、除却までの間は関係者以外の立入を禁ずる等、事故の未然防止を図ります。

(3) 耐震化の実施方針

建物系施設等

- ・ 建物系施設及び一部の屋外系施設のうち、旧耐震基準のもとで建設され、耐震補強工事が未了であり、かつ、直近における建替え及び廃止の予定がないものについては、「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」に基づいて引き続き、耐震改修を検討します。

インフラ系施設等

- ・ インフラ系施設及び屋外系施設については、用途や構造、人命に関わる程度等に鑑みながら、個々の種類ごとに耐震化対策を検討します。

(4) 修繕・更新・長寿命化・統廃合等の実施方針

建物系施設

- ・ 向こう数年内に更新または大規模改修の時期を迎える施設については、その施設が有する機能や、利用度、工事に要する費用などの検討要素を勘案した上で、他

施設との複合化や統合、廃止など、更新または大規模改修以外の実施も、検討の視野に入れます。

- ・上記の検討の上で、大規模改修を実施する場合は、長寿命化効果を有する改修工事を行うことを基本とします。
- ・また大規模改修の際、当該施設において、上述（３）の耐震補強工事が未了である場合には、耐震補強の実施も併せて取り入れ、投資負担の軽減を図ります。

インフラ系施設等

- ・インフラ系施設及び屋外系施設については、定期的な点検、診断等の結果、施設の用途等にあわせて、継続的な利用を前提とした管理を実施します。

（５）民間技術等の活用に関する方針

- ・新規ないし既存の公共施設等の管理運営にあたっては、PPP³、PFI⁴の積極的な活用を検討していきます。

（６）議会及び市民との情報共有に関する方針

- ・本市の所有する公共施設等の課題を市民と共有するため、適宜情報を提供し、必要に応じて意見を求めます。
また、議会に対しても適宜情報を提供します。

（７）職員の意識改革に関する方針

- ・（１）～（６）の方針にしたがい、全庁的に公共施設等の管理を推進していくためには、職員一人ひとりが、公共施設等の管理の適正化に対する重要性を認識する必要があるため、今後より一層、職員の意識啓発を図っていきます。

3 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

4 Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

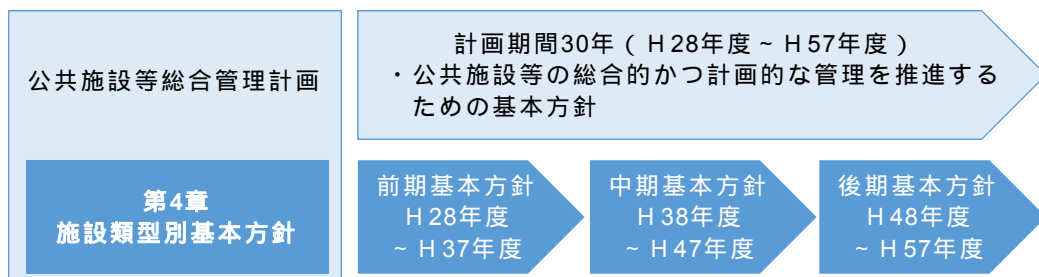
第4章 施設類型別基本方針について

1. 施設類型別基本方針の位置付け

第3章では、本市の公共施設等全体に対する、総合的かつ計画的な管理に関する方針を定めました。本章では、第3章で示した方針を施設類型別に適用するにあたっての基本方針を、以下のとおり定めます。

本計画全体の計画期間が30年であるのに対し、この施設類型別基本方針は10年ごとに見直しを行うことで（前期：平成28～平成37年度、中期：平成38～平成47年度、後期：平成48年度～平成57年度）、計画全体の進捗状況を管理します。

図17 施設類型別基本方針の位置付け



2. 施設類型別基本方針（前期）

施設類型別の基本方針は以下の通りです。なお、延床面積、施設数等は、平成27年度末現在の数値を基礎としております。

（1）コミュニティ関連施設

位置付け （市総合計画の主要関連施策）	対象	施設数	延床面積 （㎡）
互いに顔が見える 地域コミュニティづくり	コミュニティセンター、 地域活動センター等	35	36,530

現状

- ・生涯学習、福祉、防災、生活環境整備等の総合的な地域活動の拠点施設となっています。
- ・櫛引、温海地域を除き概ね小学校区ごとに設置されています。
- ・築30年以上経過している施設が17施設ありますが、10年後には27施設に増えるなど、今後急速に老朽化が進みます。
- ・平成28年度に湯田川コミュニティセンターの多目的ホールを整備するほか、田

川コミュニティセンターの移転に係る実施設計を行い、早期移転を目指します。

- ・利用者の推移は、近年改築した由良コミュニティセンター、西郷地区農林活性化センターの2施設で増加傾向を示していますが、その他の施設では年度により多少増減はあるものの概ね横ばいとなっています。
- ・各施設とも指定管理者制度により管理運営されています。
- ・各施設とも災害時の指定避難所に指定しています。

課題

- ・施設の老朽化等により、改築や改修を必要とする施設が多くありますが、緊急なものを優先して実施している状況です。
- ・高齢化の進展や生活様式の変化などから、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化など、利便性の向上が求められています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・必要な施設修繕を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進め、安全性や利便性の向上に努めます。
- ・老朽化の進んでいる小堅地区及び加茂地区のコミュニティセンターと狭隘な羽黒第四地区地域活動センターについて改築等の検討を行います。さらに大山コミュニティセンターなど築30年を超え課題を抱える施設もあるため、順次、地域の現状、課題を把握し、必要な整備について検討を行います。

(2) 防災・防犯施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
地域の防災・防犯力の強化	防犯灯	16,894灯
	防災無線	196施設

現状

ア．防犯灯

- ・従来、町内会等の自治組織等によって管理されてきた防犯灯約18,000灯の内、水銀灯やナトリウム灯を除いた16,894灯を、平成25年度から平成26年度にかけて環境省等の補助事業を活用し、リース方式によるLED防犯灯へ更新しました。
- ・リース方式により導入したLED防犯灯の維持管理について、電気料は導入前から維持管理していた自治組織等が負担しています。落雷等による灯具不良の場合は、保険対象として保険会社より支払われ、保険の対象外となる断線等の修繕費用については、市が負担しています。

- ・自治組織が電気料を負担している防犯灯については、防犯灯加算として灯数やワット数に応じ、住民自治組織総合交付金に加算されています。

イ．防災無線

- ・災害時の情報伝達手段として設置し、運営は市の直営となっています。
- ・鶴岡地域の各コミュニティセンターや藤島、羽黒地域の活動センター、沿岸部や河川近郊区域などに設置しています。
- ・平成27年度にデジタル化に移行しました。

課題

ア．防犯灯

- ・市内ほぼ全ての防犯灯が蛍光灯からLED灯に交換されたことにより、今後の維持管理等のあり方が課題となっています。

イ．防災無線

- ・更新整備時期が同時期であることから、同時期に多くの設備に老朽化など不具合が生じる可能性があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

ア．防犯灯

- ・LED防犯灯の維持管理のあり方について、社会情勢等を総合的に勘案し、検討します。

イ．防災無線

- ・アンサーバック機能による日々の点検や業務委託している定期点検により、設備の機能保持に努めます。
- ・設備を有効に活用するため、特定の職員だけでなく、多くの職員が設備を使用できるようマニュアルの更新等を図ります。

(3) 消防施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
消防・救急体制の強化	消防署 本庁、分署	9	8,824
	消防ポンプ庫等	342	7,145
	防火水槽	1,184	-

現状

- ・消防本部、消防署及び各分署は、各地域の人口、距離等を考慮し、旧鶴岡市地域に本部、本署及び3分署、旧町村地域に各1分署の1署8分署を配置しています。
- ・消防ポンプ庫は9方面隊131部330班で組織する鶴岡市消防団が管理を行い、334棟の整備を行っています。
- ・防火水槽は消防水利施設として1,184基の整備、管理を行っています。
- ・消防本部、消防署及び各分署は年次計画に基づき順次改築を行い、平成28年4月現在で築40年を経過する2分署と合わせ3分署が未改築となっています。
- ・消防ポンプ庫及び防火水槽も年次計画に基づき順次改築を行い、消防ポンプ庫は334棟中、耐震基準を満たす施設は201棟であり、防火水槽についても耐用年数内の施設は1,184基中504基となっています。
- ・維持管理費用はすべて、市が負担しています。

課題

- ・消防本部、消防署及び各分署は、災害発生時においては迅速、確実に対応する体制を構築し、被害を最小限に抑える必要があるとともに、本市又は他市町村において大規模な災害が発生した場合の広域的な災害対応に備える必要があります。施設の老朽化は進むことから、資機材と合わせ、施設の定期的な補修管理を必要としています。
- ・消防ポンプ庫は建築後50年が経過し、老朽化が進んでいる施設の整備を優先して進めています。ポンプ庫の内部に格納している、消防ポンプ等消防資機材の機能が滅失ないし低下しないよう、補修管理による老朽化対策も講じていく必要があります。
- ・防火水槽は消防水利が消火栓のみの地域、消防水利の充足率が低い地域、無蓋の防火水槽、老朽化の進んでいる防火水槽等を優先して整備しており、引き続き整備を進めていく必要があります。
- ・消防本部、消防署及び各分署、消防ポンプ庫及び防火水槽ともに消防防災の拠点施設として必要不可欠の施設ですが、少子高齢化が進行し、各地域の人口、

世帯数が減少しつつある中、適正配置に向けた検討が必要です。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・火災、救急、救助をはじめとしたあらゆる災害時の市民の緊急事態に迅速に対応する必要があることから、引き続き消防本部、消防署及び各分署の適正かつ計画的な管理及び整備を行います。
- ・消防ポンプ庫や防火水槽についても、万一火災が発生した際、火災の被害を最小限に食い止めるための施設となることから、今後とも市が維持管理を行う必要があり、老朽化した施設は年次計画により更新を行います。
- ・地域からの要望や市としての考え方を整理検討した上で、適正配置に向けた検討を行います。

(4) 環境施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
資源循環型社会の形成	ごみ焼却施設、 し尿処理施設、 リサイクルプラザ等	5	17,966

現状

- ・一般廃棄物処理施設としてクリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設）及び最終処分場、中間処理施設としてリサイクルプラザが、それぞれ市内に1施設ずつ設置されています。
- ・耐用年数の短い重要機器、設備の更新時期となる築10～15年を全ての施設が経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・人口の減少等により廃棄物の排出量は減少傾向にあります。
- ・運営は市の直営である最終処分場を除き、運転管理委託を行っています。

課題

- ・ごみ焼却施設は平成23年度に実施した精密機能検査により、経年劣化の進行による処理能力の低下、ごみ貯留容量の不足等の課題があり、翌年の長寿命化計画では新施設への移行が妥当と判断されています。
- ・最終処分場は埋立容量が残り少なくなっており、地元との協定により拡張不可能であることから、早急に候補地を選定し新設する必要があります。
- ・し尿処理施設は下水道の普及等により、処理量が能力の半分以上に減少しており、今後も減少が予想されることから、施設規模及び運営の見直し等の検討を行う必要があります。

- ・建物及び設備の維持管理、保守整備等については、効率化、低炭素化及び延命化を図る必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び、定期的な任意点検や診断、設備の更新修繕などにより、施設の安全性、処理能力の維持、低炭素化及び延命化に努めます。
- ・ごみ焼却施設及び最終処分場については、新施設への移行が完了するまで処理を継続できるよう、必要に応じた維持管理、保守点検を行います。
- ・し尿処理施設は同様の課題を抱える浄化センターとの連携、統合を含め、関係部署との協議を行い、総合的な污水、廃棄物処理体制の構築を目指します。

(5) 自然学習施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
環境の美化・保全活動の推進	自然学習交流館、 自然の家等	4	3,522

現状

- ・いずれの施設も、経年劣化がみられ、毎年安全性を保つための最小限の修繕を行いながら施設を保持しています。
- ・大鳥自然の家の利用者数は、減少傾向を示しています。
- ・野鳥観察小屋及び創造の森交流館は、市直営施設です。
一方、大鳥自然の家及び自然学習交流館は、指定管理者制度により運営されています。
- ・創造の森交流館及び大鳥自然の家は、災害時の指定避難所として指定しています。

課題

- ・自然学習交流館では、木割れが目立ちはじめ、その他の施設も、老朽化が進んでいます。
- ・大鳥自然の家は、少子高齢化の影響などにより、ここ4年間における利用者数が33%以上減少し、利用者数の減少が顕著であるため、魅力あるプログラムを企画し、学校等が利用できる施設の魅力づくりの必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・他の環境施設や自然学習施設との連携を強め、また先進地視察や専門家による企画等を行い、魅力あるプログラムづくりを目指し、さらに、任意の点検や耐震診断などにより、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。

- ・大鳥自然の家は、児童生徒等の心身ともに調和のとれた健全な育成に欠かせない施設ですが、将来の社会状況によっては、児童生徒等の利用に限らず、市民が自然学習の場づくりのための施設として活用できるよう、大規模改修等も含めながら検討していきます。
- ・野鳥観察小屋では、危険個所が放置されないように見回りを定期的に行い、必要に応じて小規模修繕を検討していきます。
- ・創造の森交流館の老朽化対策については、必要に応じて小規模修繕を行います。また、屋根全体に対する大規模改修の要否も検討していきます。

(6) 児童福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
少子化対策の推進と 健やかな子どもの育成	保育所、児童館等	20	14,774

現状

- ・市が設置する保育所は、鶴岡地区に6施設、藤島地区に2施設、羽黒地区に3施設、朝日地区に1施設あり、そのうち、市の直営が6施設、指定管理者による運営が6施設となっています。
- ・築30年以上経過している保育所は、4施設あります。
- ・市が設置する児童館は6施設あり、運営はすべて指定管理者となっています。
- ・築30年以上経過している児童館は、1施設あります。
- ・あおば学園では、障害児通所支援、障害児の相談支援を行っています。

課題

- ・築30年以上経過している保育所のうち、南部及び西部保育園は、建物及び設備の老朽化が進んでいます。また、入所率(定員に占める入所児童数)は100%を超えている状況です。
- ・児童館の利用者は、ほぼ横ばいで推移していますが、放課後児童クラブの利用者は、増加しています。
- ・建物の維持管理等については、効率化を図る必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断などにより、施設の安全性の確保に努めます。
- ・需要の多様化に対応するために必要な改築、大規模改修を実施しながら、施設の規模や配置の適正化を推進します。

(7) 社会福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
こころと体の健康増進	公衆浴場、 保健福祉センター	4	6,456

現状

- ・公衆浴場の利用者数は、地域人口の減少に伴い減少傾向となっていますが、地域外の利用者数については微増傾向にあります。
- ・築後数十年を経過した浴場には、源泉供給配管や建具の劣化箇所がみられます。
- ・公衆浴場は地元自治会を指定管理者に指定し運営しています。
- ・浴場施設の維持補修に関する経費については、軽微な修繕が指定管理者（地元自治会）の負担となっています。
- ・鶴岡市総合保健福祉センターは、平成22年築以降、定期的な点検を通じて随時、メンテナンスを行っています。

課題

- ・公衆浴場は全体として、利用人数の減少傾向による収入減が課題です。
- ・各公衆浴場は温泉成分により建具の腐食が進んでいるほか、一部浴槽内のタイルの剥離も見られるなど、修繕を要する箇所が認められます。
- ・鶴岡市総合保健福祉センターは、経年劣化への対応と周期的なメンテナンスに多額の費用が想定されるため、実施方法等の検討が必要です。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・公衆浴場については、定期的な水質検査の実施により、衛生管理に努めます。また、市営住宅を含め入浴施設を持たずにその機能を頼っている世帯も多いため、指定管理者との連携を密にし、利用人数の動向にも注視しながら、適切な管理に努めます。

(8) 障害福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
障害者の自立生活の実現	障害者支援施設	4	5,974

現状

- ・各施設において、施設入所、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援など、

サービスの提供を行っています。

- ・築30年以上経過している施設が1施設ありますが、15年後には3施設に増えるなど、今後一層の老朽化が進みます。現在も小規模な改修、修繕を行い維持しています。
- ・施設入所サービスは定員を満たしており、また通所サービスは障害者一人ひとりの状態に合った、必要とするサービスを利用しているため、毎年の利用状況に変動がありますが、ほぼ定員数に近い利用率で推移しています。
- ・運営について、3施設は市が指定管理者を指定しており、1施設は市の普通財産となっています。

課題

- ・築後10年以上経過している施設は経年劣化による修繕箇所が増えており、機械設備や電気設備については、サポート期限切れや製造終了の機器もあり、部品調達が困難なため、いずれは交換が必要です。
- ・利用者が安全にサービスを受けることができるよう、必要に応じた施設内の改修が必要となります。
- ・愛光園は、施設内各設備の老朽化が認められます。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断などにより、施設の安全性や維持向上に努めます。
- ・障害者が適切なサービスを身近な地域で受けられるよう、施設のあり方について検討します。
- ・愛光園は、老朽化が進んでいるため、利用者が安全に生活できる環境の施設整備について、予防保全的な維持管理を計画的に進めていきます。
- ・今後も指定管理者制度により、有効かつ効率的な活用及び維持管理を目的として運営していきます。

(9) 高齢福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
高齢者がいきいきとした 地域の実現	養護老人ホーム等	5	13,168

現状

- ・築40年以上経過している施設が1施設、築25年以上が1施設、築15年以上が2施設、築10年以上が1施設あり、今後はさらに、老朽化が進みます。

- ・運営は、指定管理者による運営が2施設、市直営が2施設あります。また、藤島ふれあいセンターについては、施設を商業施設部門と交流施設部門に分け、商業施設部門は貸付し、交流施設部門は指定管理者制度の下で運営しています。
- ・利用者の推移によると、ここ数年増加傾向は1施設、横ばい傾向は1施設、横ばいからやや減少傾向は3施設になっています。
- ・鶴岡市養護老人ホーム友江荘及び鶴岡市高齢者福祉センターおおやまは、災害時の福祉避難所に、藤島ふれあいセンターは、二次避難場所に指定されています。

課題

- ・鶴岡市養護老人ホーム友江荘は、築40年以上経過し、老朽化に伴う建替えの時期にきています。入所者の高齢化、要介護度の重度化が進む一方、待機者数が減少しており、長期的には、定員割れとなる可能性も危惧されています。
- ・鶴岡市高齢者福祉センターおおやまについては、施設修繕費が年々増加傾向にあり、特に空調設備については、計画的に市で予算化し交換を行っていますが、今後はシステム自体の見直しを含め計画的に検討の上整備する必要があります。
- ・健康の里ふっくらは、機械、電気設備等が耐用年数を経過しており、今後、修繕費用等の増加が懸念されます。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び定期点検、メンテナンスなどにより、施設の安全性や品質維持及び向上に努めます。
- ・鶴岡市養護老人ホーム友江荘については、適切な定員により安心して生活できる施設環境整備を早期に図るとともに、民営化を進めます。
- ・鶴岡市高齢者福祉センターおおやまについては、既存の空調設備交換を計画的に進めながら、交換部品が製造中止になることも想定して将来的にシステム自体の見直しや施設全体の老朽化に伴う修繕等を検討していきます。
- ・鶴岡市高齢者活動センターについては、櫛引地域住民の健康増進等やイベント時の活用施設として、当面は修繕等を重ねながら現状の維持を図ります。
- ・健康の里ふっくらについては、水道光熱費、一般管理費、保守、管理費、維持修繕費等の施設建物のライフサイクルコスト（資産の全生涯で発生する費用）と、現状の利用実態及び将来的な利用方法等について、客観的な視点から費用対効果を検証し、施設の長寿命化あるいは施設の休廃止等を検討します。

(10) 病院施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
医療の提供体制の充実	病院、看護学校、 医師公舎、診療所	6	64,504

現状

- ・ 荘内病院は基幹病院としての役割を、湯田川温泉リハビリテーション病院は総合的慢性期医療の拠点としての役割を、それぞれ果たしています。
- ・ 医師公舎は、医師確保のため良好な居住環境に配慮し整備しており、平成27年7月に分散していた医師公舎を、病院から至近の位置にある馬場町地内に集約し、平成27年度末現在で40戸中33戸入居中です。一方、世帯で赴任する方や1戸建を好む方からのニーズもあることから、一部、1戸建の公舎も維持しています。
- ・ 荘内病院は建物と設備の維持管理の一部について業務委託、看護学校は直営、湯田川温泉リハビリテーション病院は指定管理者制度、医師公舎はPFI方式により、管理運営しています。
- ・ 朝日地域の無医地区2箇所を設置している国保診療所は、過疎化の進行により独居老人や高齢者世帯が増加していることから、病気の初期や安定期の治療、在宅患者の治療に係る医療機関として、地域において重要な役割を担っています。

課題

- ・ 荘内病院は、新病院開院後13年を経る中で、修繕の必要な箇所が少しずつ増えてきています。各種設備の予防保全と更新時期を検討する必要があります。
- ・ 湯田川温泉リハビリテーション病院は、既存建物の大規模改修を行い、今後も施設を維持していく予定ですが、改修内容について指定管理者と調整を行い、検討していく必要があります。
- ・ 医師公舎は、1戸建医師公舎4戸（新形町）について、築年が古く建物の老朽化が進んでいる上に、新耐震基準にも合致していない状況にあります。
- ・ 看護学校は、看護学校棟（木造）、学校玄関棟（鉄骨造）、看護実習棟（鉄筋コンクリート造）から成りますが、特に木造棟の老朽化が進んでいます。
- ・ 国保診療所では昭和62年に整備の上田沢診療所、平成3年に整備の大網診療所とともに築25年以上を経過しているため施設の老朽化が進んでいます。また、市街地に比較して急速に進む人口減少等の影響により、利用者（患者）の減少が著しくなっています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 荘内病院は、設備保全長期計画（機器の更新、改修計画）を策定し、計画的な保守管理をしていきます。
- ・ 湯田川温泉リハビリテーション病院は、引き続き指定管理者制度の下、既存建物の大規模改修を行い、今後も施設を維持していきます。
- ・ 医師公舎の1戸建医師公舎4戸（新形町）については、建物の老朽化や耐震対策を含め、今後の整備方針について検討します。また、家中新町8戸については、売却を検討していきます。
- ・ 看護学校は、平成15年度に改修整備を行っていますが、施設の狭隘化、木造棟の老朽化に対応するため、今後、施設整備を図ってまいります。
- ・ 2箇所の国保診療所は、過疎化等による患者減少が著しいため、継続か廃止かの判断を行う必要が生じることにも念頭におき、患者数の推移をみながら検討を進めていきます。

（11）学校等

位置付け （市総合計画の主要関連施策）	対象	施設数	延床面積 （㎡）
学校教育の充実	小・中学校	41	235,611
	教育関連施設 （給食センター、 教育相談センター等）	8	7,281

現状

ア．小中学校

- ・ 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、教育活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急的な避難場所となることから、その老朽危険建物の解消及び耐震性能の確保が重要です。
- ・ 築後25年を経過している小中学校施設は、現時点で25校となっており、今後さらに老朽化が進みます。
- ・ 現在、技術的、安全的に可能な学校施設の修繕は、各学校配置の技能士又は管理課の技能士作業指導員により実施しています。

イ．教育関連施設

- ・ 鶴岡市学校給食センターは、築後30年を経過し、建物及び大型調理機の老朽劣化が進んでいます。藤島ふれあい食センター（築後15年） 櫛引学校給食センター（築後21年）あさひ給食センター（築後16年）あつみっこ給食センター（築

後16年)においても調理機械の老朽化が進んでいます。

課題

ア．小中学校

- ・老朽化している学校施設の増加により、修繕依頼件数が年間約500件以上ありますが、そのうち業者への依頼件数は365件で、依頼件数は年々増加傾向にあります。
- ・防災対策として体育館の天井材（非構造部材）の耐震対策や避難場所として必要とされる防災設備の整備を関係各課と連携して進めなければなりません。

イ．教育関連施設

- ・給食の安全性に影響を及ぼさないように、建物の屋根や外壁等の老朽化に対応していく必要があります。また、設備機械等については、既に部品調達が困難な機器もあり、故障が発生すれば給食の提供に影響を与えることが懸念されるため、定期的な保守点検に努め、優先順位をつけながら修繕、更新等を実施していますが、想定外の故障などもまれに発生しています。

今後の管理に関する基本的な方向性

ア．小中学校

- ・最低限必要とされる安心安全でかつ適正な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校施設については、今後、計画的に建物の大規模改修、設備改修を実施していくとともに、計画的な大規模工事に繋げるために適切な維持管理をおこなっていきます。
- ・災害避難所となる学校施設については、耐震性の確保はもちろん、非常用設備、備蓄倉庫等の整備を行います。
- ・国の財政支援等を受けながら、老朽危険施設の改築事業、耐震対策事業、大規模改修工事を順次進めます。
- ・今後、少子化による児童数及び生徒数の減少が見込まれ、平成29年度には、加茂小学校と大山小学校との統合、平成30年度には栄小学校と京田小学校、長沼小学校と藤島小学校、羽黒第一小学校と羽黒第二小学校との統合が予定されています。

イ．教育関連施設

- ・給食センターについては、学校給食発祥の地として、食に対する衛生的な安全性を第一に、建物設備等を維持するために、年次的、計画的な更新及び修繕を行っていきます。
- ・教育相談センタ - 及び青少年健全育成センタ - については、これらの事業を進めていく上で、利用者の利便性や立地の優位性があるので、将来的にも現在の

施設を利用していくため、建物の老朽化や改修計画に合わせて施設管理者と継続的に協議していきます。

(12) 学術研究施設等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
高等教育機関の充実	出羽庄内国際村、 先端研究産業支援センター 等	3	16,907

現状

- ・出羽庄内国際村は築24年、致道ライブラリーは築16年がそれぞれ経過し、修繕の必要な箇所が少しずつ増えてきています。
- ・出羽庄内国際村及び致道ライブラリーの利用者数は、年々減少傾向にあります。
- ・鶴岡市先端研究産業支援センターには高い入居需要があり、平成16年の貸事業場設置以降、段階的に施設を拡張しており、現在は貸室全60室がほぼ満室状態となっています。
- ・鶴岡市先端研究産業支援センターは市の直営、致道ライブラリーは学校法人慶應義塾、学校法人東北公益文科大学、鶴岡市の三者による共同管理運営、出羽庄内国際村は指定管理者による運営となっています。
- ・出羽庄内国際村は、災害時の指定避難所に指定されています。

課題

- ・出羽庄内国際村及び致道ライブラリーについては年数の経過、鶴岡市先端研究産業支援センターについては高い入居需要による高稼働率に因り、修繕や更新件数は年々増加しており、今後も各種設備更新に係る費用の増嵩が見込まれます。
- ・特に出羽庄内国際村は、ここ5年間の利用者数は微少傾向であるものの、10年前との比較では25%以上、開館当初との比較では50%以上減少しています。
- ・鶴岡市先端研究産業支援センターは、当面は満室の状況が続く見込みであり、多くの入居需要に十分に 대응できていません。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・各種点検や診断を行い、施設の安全性や品質、利用環境の維持及び向上に努めます。
- ・維持管理費も視野に入れ、設備の修繕や更新に係る中長期計画を策定するなど、確実な環境整備と財政的負担の平準化を図ります。

- ・出羽庄内国際村は、市の国際交流拠点として欠かせない施設ですが、旧アマゾン民族館の跡地利用を含め、利用者のニーズに沿った施設全体の見直しを進めていきます。
- ・致道ライブラリーは、市民の学習及び研究活動の拠点として、高等教育機関の知の交流を活かしながら利用者のニーズに沿った図書館のあり方の検討を進めます。

(13) 図書館・メディア施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
地域のなかでの人づくり	図書館、 情報センター等	3	3,147

現状

ア．図書館

- ・図書館は、市内6地区に1施設ずつ設置されています。図書館の単独施設は本館のみで、5分館は他施設に複合しています。
- ・築30年以上経過している施設は2施設（本館：昭和60年築、櫛引分館：昭和61年築）あり、共に老朽化が進んでいます。他に、藤島分館は「東田川文化記念館」の一部を、朝日分館は「朝日中央コミュニティセンター」の一部を、温海分館は「温海ふれあいセンター」の一部を、それぞれ使用しています。一方、羽黒分館は平成28年度に羽黒庁舎に併設し、移転・改装します。
- ・利用者の推移によると、平成27年度における入館者数の前年度比は、本館3.3%増、藤島分館5.3%増、羽黒分館2.0%増、櫛引分館17.5%増、温海分館47.9%増を示していますが、朝日分館は28.8%減少しています。
- ・図書館は、市の直営となっています。

イ．櫛引情報センター

- ・櫛引情報センターは、昭和61年度に住民向けの情報技術の取得や地域情報化、行政内部事務のOA化を担当する施設として、また図書館櫛引分館との複合施設として設置し、平成7年度にはケーブルテレビジョンのスタジオを増設、さらに平成14年度にはメディアルームを増設しています。
- ・櫛引情報センターは、市の直営となっています。

ウ．鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・平成8年度に開局し、平成20年度には難視聴の解消も含めて朝日地域にエリアを拡大して、指定管理者が管理運営にあたっています。

課題

ア．図書館

- ・本館及び櫛引分館は、外壁のひび割れや雨漏りが発生し、また空調やエレベーターなどの付属設備も老朽化が進んでおり、対応が必要です。
- ・藤島分館は、指定文化財内にあるため施設使用上の制約が多く、また、全館が畳敷きの和室であり、当施設の特色となっている一方で、利用者の使い勝手の面からは、賛否が分かれているところです。
- ・温海分館は、会議室規模の1室のみの図書館であり、利用度が大幅に高まっている一方で、書架スペースが手狭な状況です。

イ．櫛引情報センター

- ・当初整備から31年が経過し、建物や設備が老朽化しており、全体的な修繕が必要となっています。

ウ．鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・デジタル化整備してから11年が経過し耐用年数に達していることから、スタジオ内設備や送出装置に不具合が表れはじめ、故障が頻繁に発生すると予備機等で対応できない事態が考えられます。
- ・屋外拡声器関係の老朽化が進んでおり、修繕整備が必要となっています。
- ・現在使用していない気象観測所施設の撤去対応も課題となっています。

今後の管理に関する基本的な方向性

ア．図書館

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断などにより、施設の安全性や品質の維持及び向上に努め、計画的な更新を行います。
- ・図書館は、市民の学習意欲を満たす生涯学習の場として欠かせない施設であるため、利便性とサービスの質の向上を目指すため、十分な書架スペースや貴重な郷土史料の保管スペースを確保します。
- ・「鶴岡市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校及び児童福祉施設への事業展開を円滑に推進するため、図書館5分館を各地区の活動拠点とします。

イ．櫛引情報センター

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断などにより、施設の安全性や品質の維持及び向上に努め、計画的な更新を行います。

ウ．鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・施設設備の不具合状況や部品供給期限を見ながら、計画的な設備等の更新を行います。また光インターネット通信部門については、通信事業者による施設整備を進めてもらうよう、引き続き要望していきます。

(14) 社会教育施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
芸術の振興と 文化資源の保存継承	文化会館、文化記念館、 各種歴史的建造物等	17	22,524

現状

- ・平成27年度末時点で、市内には、文化会館1施設（建設中）、公民館関係施設4施設（中央公民館、女性センター、櫛引公民館、温海ふれあいセンター）、展示収蔵施設2施設（アートフォーラム、いでは文化記念館）、人物顕彰施設2施設（藤沢周平記念館、柏戸記念館）、文化財施設6施設（致道館、大宝館、東田川文化記念館、丸岡城跡史跡公園、日向家住宅、旧遠藤家）文化財関連施設2施設（王祇会館、山五十川古典芸能収蔵館）があります。
- ・旧文化会館は、貸館事業中心の管理運営が行われていました。現在、平成29年8月末の竣工に向け建設中です。
- ・丸岡城跡史跡公園内に市指定有形文化財「日向家住宅」を移築復元し、平成28年7月よりガイダンス施設として活用しています。
- ・文化財施設については、築100年以上の建物で、その都度適切な保存修理を必要とします。それ以外の施設でも築30年以上経っている施設は3施設（中央公民館、女性センター、櫛引公民館）あります。
- ・史跡松ヶ岡開墾場については、本市の近代化を支えてきた伝統の絹織産業を今に伝える貴重な史跡であることから、着実に後世に保存・伝承していくために、平成28年度に市が、その一部を取得したものです。
- ・運営は、10施設が直営、6施設が指定管理者による運営となっています。
- ・各施設で様々な企画事業を実施し、利用者増に努めていますが、近年は各施設とも横ばい状況となっています。

課題

- ・中央公民館、女性センター、藤沢周平記念館、櫛引公民館、温海ふれあいセンター、いでは文化記念館については、施設及び設備に経年劣化が見られます。
- ・史跡内の施設等の経年劣化が進んでおり、修繕を施しては別の箇所の修繕が必要になる状況であり、老朽化に修繕が追いつかない状況となっています。
- ・各公開施設共に利用者の増加に努めていますが、顕著な結果が得られず、入館者の増につながっていない状況です。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び、定期的な任意点検や診断などにより、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。

- ・現在あるそれぞれの施設については、その役割の実現のため適切な運営と事業実施を目指します。
- ・経年劣化が進んでいる施設については、国、県の補助事業を活用するなどして大規模改修等を行いながら、今後も運用していきます。
- ・文化会館は、基本理念の実現に向け、自主事業を中心にした多様な芸術文化の創造に資する管理運営体制の検討を行います。
- ・山五十川古典芸能収蔵館は、民間譲渡に向けて検討を進めていきます。
- ・大宝館については、指定管理制度の導入に向けて検討を進めていきます。
- ・史跡建造物の活用にあたっての蚕室等の機能配置や史跡エリア全体を含めた管理運営のあり方などに関する基本計画をまとめ、国、県などの補助事業などを活用して整備を行います。

(15) スポーツ施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
市民スポーツの振興	体育館、陸上競技場、スポーツセンター等	40	43,648

現状

- ・スポーツ施設の多くが、平成4年のべにばな国体の前後に整備されたもので、既に20年以上が経過しています。既に老朽化により廃止した施設もあり、現存施設についても今後、老朽化は進んでいきます。
- ・経年劣化による緊急を要する施設設備の改修や修繕については、安全性の観点から優先順位をつけて対応しています。また、他の不具合がある箇所については、施設利用者の利便性を考慮した整備に努めています。
- ・利用者の推移は、どの施設も近年ほぼ横ばい傾向にあります。また、拠点体育館の施設利用率は、夜間や冬期間に高い傾向にあります。
- ・施設の管理運営は、平成25年度から指定管理者制度を順次導入しており、平成28年度においては、ほぼ全ての施設に導入しています。
- ・地域の拠点体育館の大半は、災害時の指定避難所として指定されています。

課題

- ・スポーツ施設設備には、日常の維持管理や修繕での応急的な対応では、施設機能の維持が困難なものも一部にみられ、早急に抜本的な対策が必要となってきています。また、県大会以上の大きな大会が開催される施設については、安全に安心して利用でき、大会運営に支障が出ないよう施設機能の維持が課題となっています。

- ・拠点体育館については、夜間や冬期間の施設利用率が高いため、市民から利用したくても利用できないといった声もあり、利用者の利便性と利用混雑解消に向けた施設整備及び運営が課題となっています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・スポーツ施設については、利用者が安全に安心して利用できるよう、日常の点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所が確認された場合は迅速に対応し、その解消を図ります。
- ・スポーツ施設の長寿命化を図るために、必要な施設設備の改修更新等の措置を講じていきます。
- ・スポーツ施設は、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、市民の安全・安心を確保するため、建築基準法等に沿った対策を講じていきます。
- ・地域住民の利便性向上と既存施設の利用混雑の緩和を図るため、地域拠点施設の整備推進を図ります。
- ・地域住民のスポーツ活動を支える「場」としての学校体育施設やコミュニティセンター、地域活動センター等の利用環境の充実を図るとともに、国、県及び民間等の既存施設については、関係機関と連携して有効活用を推進します。
- ・天候に比較的左右されない人工芝グラウンドや、冬期間の練習環境の充実及び利用混雑の緩和等を図るための屋内多目的運動施設については、利用者の利便性や整備財源等を考慮しながら、より効果的、効率的な施設整備の推進を図ります。
- ・今後の人口減少に伴う効率的な施設運営の在り方については、施設利用の潜在的需要や施設の利用状況、利用率等の調査をしながら検討していきます。

(16) 農業施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
持続的に発展する農業の振興	エコ有機センター、 堆肥供給施設等	5	9,885

現状

- ・ 鶴岡市エコ有機センター、鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設、羽黒堆肥製造供給施設及び大平農作業準備休憩施設についてはそれぞれ、経年劣化が進んでいます。
- ・ 鶴岡市エコ有機センターは、畜産農家の減少により原料が不足し計画どおりに堆肥生産が出来ず、施設処理量に対する稼働率が過去5年間で30～50%と低くなった結果、堆肥販売収入が減少しています。
- ・ 鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設についても、家畜の飼養頭数の減少を受け、畜糞搬入量、堆肥製造量ともに微減傾向が続いており、堆肥の原料となる畜糞搬入量は平成22年度の3,404トンから平成27年度の2,975トンへと減少しています。また、羽黒堆肥製造供給施設は、もみ殻の保管など鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設と一体的に運用されています。
- ・ 鶴岡市藤島エコタウンセンターの1階部分は産直施設として活用し、2階部分は、市民等へ使用許可を行っています。平成27年度の鶴岡市エコタウンセンター（産直施設）への来客者数は26,379人（平成26年度25,390人）であり、また2階部分の利用者数は、2,977人（平成26年度3,685人）です。
- ・ 大平農作業準備休憩施設の利用者数が平成21年度をピークに減少しています。
- ・ 鶴岡市エコ有機センターは、堆肥製造を業務委託し、鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設、羽黒堆肥製造供給施設及び大平農作業準備休憩施設は、指定管理者制度により管理運営を委託しています。

課題

- ・ 鶴岡市エコタウンセンター、鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設及び大平農作業準備休憩施設は、老朽化のため施設の修繕を行っていく必要があります。
- ・ 鶴岡市エコ有機センターでは、設備等に対する特定自主検査で、一部の設備につき、計画的な更新等に係る指摘を受けています。また、鶴岡市内の畜産農家、飼養頭数が年々減少しており、今後も減少傾向となっていることから、堆肥の原料である畜ふんの確保が課題であり、経営改善を図る必要があります。
- ・ 大平農作業準備休憩施設の利用者数が漸減しています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 法定点検、日常点検により施設設備の安全、機能維持に努めます。

- ・鶴岡市エコ有機センター及び鶴岡市羽黒高品質堆肥製造施設は、平成30年度以降の民間譲渡又は無償貸付を前提に、関係機関と協議していきます。
- ・鶴岡市エコタウンセンターの1階部分は平成30年度からの利用方法を再検討していきます。
- ・大平農作業準備休憩施設は、平成30年度からの管理方法を管理組合と再検討していきます。

(17) 漁港

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
安定した水産業の振興	漁港	8

現状

- ・本市の管理漁港は8港であり、昭和30～40年代に防波堤や突堤、護岸などの「外郭施設」、物揚場や船揚場、岸壁などの「係留施設」が整備されましたが、建設後相当の年数が経過し一部に老朽化や劣化、損壊などが進んできたことから、平成20年度に鶴岡市管理漁港整備計画(平成25年度改訂)を策定し、改良や延伸などの整備を行っています。

課題

- ・鶴岡市管理漁港整備計画に沿って、大規模な修繕が必要な漁港においては整備が進められていますが、一部に老朽化による損壊などが確認されています。また、近年発生している爆弾低気圧など異常気象による、漁港施設への被災が増加することが懸念されます。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・平成29年度までは、鶴岡市管理漁港整備計画に沿って整備を行っています。
- ・平成30年度以降は、新たに次期漁港整備計画を策定し、計画的に補修、整備を進めていきます。
- ・漁港整備に関しては多額の事業費を要することから、施設の現状を的確に把握し、整備の緊急性や必要性はもとより、費用対効果等を十分に検証していきます。
- ・近年の異常気象による、これまで経験したことの無いような波浪や高潮が発生し漁港施設に被災が生じる可能性もあることから、災害が発生した場合は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」など災害復旧事業を活用して迅速に施設を復旧します。

(18) 産業振興施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
雇用の促進と はたらく力を高める人づくり	勤労者会館、 産業振興センター、 工業団地管理センター等	13	12,888

現状

- ・産業振興施設は主に鶴岡地域の市街地に設置されています。
- ・築20年を超える施設が大半を占めています。
- ・いずれの施設も現在のところ一定の利用者数を維持しています。
- ・産業振興施設は主に指定管理者が維持管理や運営を行っています。

課題

- ・勤労者会館は空調等の設備をはじめ全体的な劣化が進んでいます。産業振興センターは床面の汚損や照明及び音響設備の劣化などが進んでいることから集客施設としての機能維持に支障を来すことが懸念されます。
- ・林業振興及び住民交流施設として整備されたもののうち、地元の住民組織等に建物を貸付しているものについては、今後の補修等に係る負担のあり方を明確にする必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び定期的な任意の点検や診断等により、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。
- ・産業振興センターの将来的な施設のあり方については、鶴岡市再開発ビル全体の市及び民間権利者等による今後の利活用の方向性にあわせて検討します。
- ・専ら周辺住民の集会場として利用されている施設については、住民組織等に譲渡していくことを基本に、引き渡しまでの間、市と使用者の適切な負担区分のもとに管理します。

(19) 観光施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
鶴岡ならではの観光の振興	水族館、スキー場、温泉等	31	17,975

現状

- ・加茂水族館は、平成26年度にリニューアルオープンし、年間60万人以上の来館者を数えるなど、建設計画時の予想を上回る集客となっています。
- ・スキー場は3ヵ所設置しており、そのうち2ヵ所は第3セクターを指定管理者としています。羽黒山スキー場は、小学校スキー学習を実施した学校の半数が利用しています。
- ・日帰り温泉施設は、4箇所設置しており、そのうち3ヵ所は第3セクターを指定管理者としています。藤島の日帰り温泉施設は、平成26年2月に施設のリニューアルを行いました。

課題

- ・加茂水族館は、来館者数が当初見込の年間30万人を大きく上回っており、壁への傷や床面の不具合など軽微な破損が発生しています。施設が海に面していることから、塩害などにより施設の劣化が早まることが懸念されます。
- ・スキー場は、いずれの施設も経年劣化や雪害により、リフト、休憩施設、圧雪車など老朽化が進んでいます。また、スキー人口の減少や雪不足の影響から、リフト輸送延人数についても、ここ7年間で約22%減少しています。利用者数や利用収入は自然状況や天候にも左右されます。
- ・日帰り温泉施設の利用者は、人口減少、余暇ニーズの多様化の影響により、ここ10年間で約28%減少しています。民間の事業者の施設もあり、競合している状況で、自助努力では利用者の拡大が難しく、これ以上の経費節減が困難な施設もあります。また、どの施設も老朽化等により、維持のためには大規模修繕を必要とする時期を迎えており、財政負担の拡大が懸念されます。
- ・月山あさひ博物村は、単体の施設が複数あり、それぞれにトイレや駐車場などがあること、また豪雪地帯であることが要因となって、維持管理に費用が嵩んでいます。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・定期的な点検を行い、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。
- ・スキー場は、利用状況などを考慮した上での最適な配置の検討及び持続的に運営していくための経営について研究していきます。特に湯殿山スキー場は、誘客対策として独自のイベントや割安感のあるリフト券販売に力を入れていき

ます。また、ウィンタースポーツとして、小中学校等にも積極的にPRし地元からの活用を図っていきます。

- ・日帰り温泉施設は、利用者、利用収入を増加させ、自立的、持続的に経営していくために、経営改善に力を入れていきます。
- ・月山あさひ博物村は、道の駅「月山」の複数の施設を一体化して活性化を検討している最中であり、遊歩道や梵字川渓谷といった自然を活用し、気軽に立ち寄れる施設を目指します。
- ・月山高原ハーモニーパークは、月山高原の特色を生かしたイベントの開催やファミリーで楽しめるような施設の改修を行い、映画のオープンセットやコスモス、ひまわり畑等も活かし、羽黒山、月山を訪れる観光客の周遊ルートを作る構想を検討していきます。

(20) 公園施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	公園数	面積 (ha)
快適な都市環境の形成	公園等	198	177

現状

- ・公園施設は、都市公園法に基づく近隣公園や街区公園の他、農村公園や児童公園等があり、市内198箇所に設置されています。
- ・公園施設内に設置されている遊具等の施設は老朽化が進み、植栽や草の管理などの維持管理とあわせて多くの経費を必要としています。
- ・公園施設の維持管理は、市の直営と町内会などへの委託、一部指定管理者制度を導入しています。
- ・公園施設は、一部災害時の一次避難場所に指定されています。

課題

- ・公園施設は施設の目的別に対象区域が定められており、対象地域に入らない公園空白区域があります。
- ・町内会等に委託して維持管理している公園施設では、人材不足により受託できないという団体が出てきています。
- ・公園施設の施設別の目的や役割等を精査しながら、設置されている遊具の計画的更新が必要になっています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・公園施設は住民の憩いの場として維持していくため、住民との協働による維持

管理を今後とも継続していきます。

- ・人口減少に伴い、近隣公園や街区公園の統廃合及び遊具の適正配置について、計画的な更新を進めます。

(21) 駐車駐輪施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
快適な都市環境の形成	駐車場、駐輪場	5

現状

- ・ＪＲ鶴岡駅周辺に駅前再開発ビル（駐車場（有料）・自転車駐車場（無料））、鶴岡市営駅前自転車駐車場（有料）、駅北自転車駐車場（無料）を、また羽前水沢駅周辺に羽前水沢駅前自転車駐車場（無料）を設置しています。
- ・駅前再開発ビル（駐車場）、鶴岡市営駅前自転車駐車場は、いずれも築30年程度を経過し老朽化が進んでいます。鶴岡駅北自転車駐車場、羽前水沢駅前自転車駐車場は簡易な工作物で、築20年未満です。
- ・駅前再開発ビル（駐車場）の駐車台数は一日平均547台（平成27年実績）であり、近年は増加傾向です。駅前再開発ビル（自転車駐車場）、鶴岡市営駅前自転車駐車場、駅北自転車駐車場の利用は合計で一日538台（平成27年調査時）であり、近年は横ばいです。
- ・駅前再開発ビル（駐車場）と鶴岡市営駅前自転車駐車場は、市の指定管理者が維持管理、料金収納事務を行っています。駅前再開発ビル（自転車駐車場）、駅北自転車駐車場、羽前水沢駅前自転車駐車場は、市の直営です。

課題

- ・駅前再開発ビル（駐車場）について、老朽化が懸念されたため平成26年に長寿命化計画に係る調査業務を実施し、既に平成27年から改修工事を進めています。また、いずれの駐車場・自転車駐車場も、毎年小規模な修繕は発生するものと見込んでいます。
- ・鶴岡市営駅前自転車駐車場について、一部鉄骨等の劣化等が見られます。
- ・駅前再開発ビル（自転車駐車場）は満車になることが多く、周辺の道路や通路へ不当に駐車する方がいます。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・駅前再開発ビル（駐車場）については、平成26年に策定した長寿命化計画に沿って改修工事を進め、必要とされる機能を維持していきます。

- ・鶴岡市営駅前自転車駐車場について、老朽化状況調査を行い、老朽化状況によっては長寿命化対策を検討します。
- ・駅前再開発ビル（駐車場）と鶴岡市営駅前自転車駐車場については、指定管理による効率的な運営、維持管理を行っていきます。
- ・駅北自転車駐車場については、工業団地、北部バイオサイエンスパークとのアクセスに配慮し、配置変更等の機能向上を図っていきます。

（22）道路等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	路線数 等	延長等
交流・連携の推進と基盤の整備	道路	3,513	1,513(km)
	林道	175	324(km)
	橋梁	845	78,519(m ²)

現状

ア．道路

- ・平成17年の合併以降毎年おおよそ10路線、約3km増加しています。
- ・日々のパトロールと軽易な維持管理作業は、委託業務等で実施しています。
- ・道路管理者が設置管理している道路付属施設として、大規模なものはトンネル6箇所、シェッド等が4箇所、道路照明灯や道路標識など比較的小～中規模のものが約1,600基など多数の施設を所有しています。

イ．林道

- ・林道は、森林の総合的、合理的な利活用を行うための基盤となる施設であり、効率的かつ安定的な林業経営の実現や地域住民の森林へのアクセスの確保のために整備、管理をしています。
- ・日常的な維持管理については路線受益者組織等を中心に行い、災害時の修繕、復旧については市が行っています。
- ・特に、木質バイオマス燃料等の木材の安定供給を図るため、大型車両による木材搬出量の増大に対応した新規開設や改良整備が要望されています。

ウ．橋梁

- ・平成17年の合併以降、橋梁数は横ばいで推移しています。
- ・日々のパトロールと軽易な維持管理作業は、委託業務等で実施しています。

課題

ア．道路

- ・舗装は道路として供用することにより日々性能は低下していくため、常日頃の状態把握による適切な維持管理が必要ですが、財源上の制約から、部分的に性能が著しく低下した状態で供用されている箇所が散見されます。
- ・市域も広く管理すべき道路延長も長いため、道路の現状把握が追い付かない状況になってしまうことも考えられます。道路の安全な通行の確保には、道路を利用している市民からの情報提供も必要になるため、異状箇所の把握などについては市民と行政の協力が不可欠です。
- ・道路照明灯や道路標識などの道路付属施設についても、経年劣化によると思われる破損などが見受けられる状況であり、補強対策や計画的更新等道路付属施設の維持管理の問題も顕在化してきています。

イ．林道

- ・これまで、日常的な維持管理を行ってきた受益者の高齢化により、今後、地元での林道維持管理を継続していくことが困難な路線が増加することが懸念されます。
- ・近年、急激な木材需要の拡大により、これまでの「育てる林業」から「使う林業」に転換しましたが、既存の林道の規格が大型車両による木材搬出を想定していない線形や構造の路線が多く、木材搬出の低コスト化が図れていません。

ウ．橋梁

- ・市全体の橋梁の内、昭和30年代から50年代にかけて、約7割の橋が建設されています。
- ・建設後50年を経過した老朽橋梁も平成22年前後から増え続け、今後架け替えや補修に膨大な費用が必要となっていくと見られます。

今後の管理に関する基本的な方向性

ア．道路

- ・舗装の合理的かつ効率的な維持管理を実現するため、路線ごとの重要度や利用状況に応じた管理水準を定め、維持修繕計画を策定し管理していきます。
- ・管理目標を定めた上位の路線については、路面性状調査の他に構造調査等も実施し最適な維持修繕工法を選定します。
- ・道路付属施設の維持管理については、従来、損傷が深刻化してから対策を実施する「事後保全型管理」が一般的でした。今後、維持管理費用が増加し、予算に占める割合も高くなっていくと思われるため、損傷が軽微な段階から対策を実施する「予防保全型管理」へ移行させ、費用の平準化を図ります。

イ．林道

- ・今後も日常的な維持管理については地元において実施していただくとともに、市は災害発生の主な要因となる雨水処理対策などの維持管理を行いながら、災害が発生した場合には復旧作業を行います。
- ・木材搬出の低コスト化を図るため、大型車両の運用を想定した林道等の路網整備を推進し、木材安定供給体制の強化を図ります。

ウ．橋梁

- ・策定済みの鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画を基本に管理していきますが、法により義務付けられた、近接目視による定期点検診断を実施することにより、一層の健全性の把握につとめ、修繕計画に反映します。
- ・水路のボックスカルバート化などで、橋梁形式に依らなくて良い箇所については作り替えをし、管理橋梁を削減します。
- ・近隣に代替路線がある等で撤去可能な橋梁については、利用者である住民の理解を得ながら撤去していきます。

(23) 情報通信施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
交流・連携の推進と基盤の整備	情報通信伝送路、 移動通信用鉄塔等	11

現状

ア．地域情報通信基盤施設

- ・平成22年度に鶴岡地域、温海地域の情報通信格差是正のため、ブロードバンド網（光ケーブル網の延長：約220km）を整備し維持管理しています。
- ・整備したブロードバンド網は、光ファイバー芯線の賃貸借に関する契約（IRU契約）により民間企業に貸出して、光ブロードバンドサービスを提供しています。
- ・光ブロードバンドサービスは、湯田川地域、上郷地域、田川地域、豊浦地域、湯野浜地域、西郷、大泉、加茂地域の一部、温海地域において、平成28年3月末時点で対象となる6,931世帯のうち3,215世帯（46.4％）が利用しています。
- ・光ブロードバンドサービスの利用世帯は、今後も微増すると推測されます。
- ・光ケーブルを利用した地上デジタル放送対応の共聴組合は、温海地域（小名部、鍋倉、小岩川、大岩川、釜谷坂、早田、米子、槇代、小菅野代、温海温泉）において、平成28年3月末時点で10組合に720世帯が加入、利用しています。

イ．移動通信用鉄塔

- ・周辺地域の情報通信（主に携帯電話不感地帯の解消）のため、羽黒地域は平成16年度、朝日地域（朝日上田沢局）は平成14年度に取得しました。移動通信用鉄塔の所有者は鶴岡市です。民間企業の通信設備を鉄塔内に設置しており、維持管理については民間各社が行っています。

ウ．朝日地域情報通信伝送路、e - でわネット

- ・e - でわネット設備は櫛引、朝日地域内の民間企業施設に2箇所、市情報ボックスに2箇所の、計4箇所に設置されています。
- ・地域情報化事業（e - でわネット）は、平成18年の開始時から利用者数も徐々に増加して収支も安定していますが、設備の増強はほとんど行っていません。
- ・e - でわネット設備は高額な業務用機器で構成されており、経年による更新に必要な費用は事業の利用料収入では賄うことができず、国の交付金を活用しています。

課題**ア．地域情報通信基盤施設**

- ・道路改良等による共架電柱の移設が相当数あり、移設費用は貸付料で賄うこととなっていますが、年度間で変動があるため、適正な経費見込みが困難です。
- ・電柱移設等の維持管理に係る事務コストの軽減を図る必要があります。

イ．移動通信用鉄塔

- ・移動用通信鉄塔については情報格差是正の観点から安定かつ長期的な運用が求められます。

ウ．朝日地域情報通信伝送路、e - でわネット

- ・地域情報化事業については近年の情報通信の高度化により相対的なサービスの低下が起きており、利用者から苦情、サービス向上の要望が頻繁に寄せられている状態です。
- ・情報通信の高度化に対応するには設備の増強が不可欠で、多額の費用を要するため事業そのものを民間業者へ移譲することが最も現実的ですが、そもそも民間参入における条件不利地域であるため、最低限、設備を除いた伝送路は市が新たに整備する必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性**ア．地域情報通信基盤施設**

- ・ブロードバンド網は、通信事業者による施設整備が遅れている地域について、国の施策により市が整備したものであり、永続的に市が維持管理、更新することは想定せず、将来的に施設の譲渡を検討します。

イ．移動通信用鉄塔

- ・基本的には現状の維持管理体制を維持し、必要に応じて長寿命化等の改修を視野に入れ、長期的な維持管理計画を策定します。

ウ．朝日地域情報通信伝送路、e - でわネット

- ・地域情報化事業の民間移譲について検討を進め、設備の維持、更新にかかる費用についても削減を目指します。
- ・現在ある伝送路は適正に管理し、引き続きテレビ難視聴対策等で使用していきます。

(24) 保健衛生施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	斎場、墓園	4	1,682

現状

- ・斎場施設は、鶴岡地域の伊勢原町、藤島地域の古郡に1施設ずつ設置されています。
- ・墓園は、鶴岡地域の下川、藤島地域の古郡に1施設ずつ設置されています。
- ・鶴岡斎場が築29年、藤島斎場が築31年経過しており、両施設とも特に火葬炉の老朽化が進んでいます。
- ・斎場使用件数は、高齢者の増加により今後増加傾向で推移していきます。
- ・斎場施設の運営及び墓園の環境整備は民間に委託しています。

課題

- ・両斎場の火葬炉は、適切な管理の下に適宜修繕を行ってはいるものの、毎年実施している定期点検において炉内の破損が確認されているほか、火葬炉機器の劣化が指摘されています。また、鶴岡斎場の屋根及び外壁、外構の劣化も認められます。
- ・火葬炉の老朽化により火葬時間がこれまでより長時間に及ぶことも考えられます。
- ・鶴岡墓園は、陥没により一部傾斜している墓所区画が複数認められます。
- ・高齢、独居の墓園使用者が増えており、利用者が亡くなった後に使用权を継承する者がいない場合の対応などが課題となります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・鶴岡斎場は、火葬炉の耐用年数を過ぎているほか、火葬件数の増加が予想されることから入替更新するほか、建物及び場内設備については、適宜修繕を行い適切な利用環境の保持に努めます。
- ・藤島斎場は火葬設備、機器等について今後も点検を実施しながら、適宜修繕を行うとともに、適切な利用環境の保持に努めます。
- ・鶴岡墓園は、墓所区画に傾斜が認められることから地盤工事等の検討を行います。
- ・墓地使用者の状況把握に努め、今後想定される事態への対応策を講じます。

(25) 公衆便所

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	公衆便所	201	4,108

現状

- ・公園や駐車場、スポーツ施設、観光地等200箇所に設置されています。
- ・築30年以上経過している施設が約80施設ありますが、10年後には約150施設に増えるなど、今後急速に老朽化が進みます。
- ・施設管理は、市の直営のほか、観光協会、町内会、自治会等となっています。

課題

- ・古い施設は暗く、また、水洗化されていない施設があるため、利用者が使用しにくいものとなっています。
- ・利用頻度に応じて清掃回数を設定していますが、週1回から2回となっている施設では、清掃が行き届かない場合があります。
- ・老朽化が進んでいる施設については、施設の必要性を含め改築の検討が必要になっています。
- ・利用者の利便性を確保するため、多目的トイレへの更新を検討します。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・利用者に快適に使用していただくため、利用頻度に応じた清掃回数の見直しを進めます。
- ・下水道普及地区において、浄化槽や汲み取り式の公衆トイレについて、地区の下水道（浄化槽方式含む）への接続を検討します。
- ・施設の老朽化に伴う整備については、施設の必要性等を検討し、整備を進めま

す。

- ・公園内トイレについては、中心部の老朽化トイレから更新を進めます。

(26) 市営住宅

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	市営住宅	16	58,125

現状

- ・市営住宅は、櫛引地域を除く各地域に設置されています。
- ・公営住宅の耐用年限は、公営住宅法施行令第12条により耐火構造の住宅については70年、準耐火構造の住宅は45年、木造にあっては30年に定められていますが、本市の市営住宅は高度成長期に大量に建設した数多くの住棟が耐用年数の1/2を経過するなど老朽化が進んでいます。
- ・人口が減少する中、世帯数が増加するなど高齢化、核家族化の進行により、単身世帯や高齢者のみの応募が増え、本来一般家族向けに建設された市営住宅の間取りと世帯人員との間にミスマッチが生じています。また、高齢者、障害者に対応したバリアフリー対応の居住環境が不足しています。
- ・運営はすべて市の直営となっています。

課題

- ・今後改善を必要とする住宅が急速に増加することが懸念されます。
- ・居住世帯の状況に適した住宅供給が必要となり、特に高齢者、障害者、母子世帯の居住の安定を確保する必要があります。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・市営住宅ストックの状況について、団地別、住棟別、構造部分別に目安となる耐用年数の設定を行うほか、改修や修繕の履歴データや日常点検における結果を一元管理し、それらをもとに劣化度(緊急性など)を総合的に判断するなど、住宅ストックの状況を適切に把握することで、効率的かつ効果的な維持管理計画の作成に努めます。
- ・市営住宅の維持管理については、ライフサイクルコスト(資産の全生涯で発生する費用)の縮減につなげることを維持管理の基本とし、市営住宅ストックの状況をもとに計画を作成し実施するものとし、必要に応じ随時見直しの検討を行うなど、予防保全的な維持管理を推進することで修繕周期の延長を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

- ・市営住宅の維持管理に係る計画作成及び実施にあたっては、既存設備の維持保全だけでなく、耐久性の向上に資する改善等を積極的に取り入れるものとし、特に経年劣化が進みやすい外壁及び屋根改修工事については、重点的に耐久性の向上を図り、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に努めます。

(27) 上下水道施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	数量
安全・安心な生活基盤の整備	上水道管路	-	1,366(km)
	下水道・集落排水建物施設	56	42,138(m ²)
	下水道・集落排水管渠	-	924(km)
	浄化槽	483	-

現状

ア．上水道

- ・設置後30年を経過している管路は430kmを超え、10年後には820kmを超える等、今後老朽化が進みます。
- ・利用者は本市の人口減少に伴い、減少しています。

イ．下水道、集落排水、浄化槽

- ・一定の住宅が密集し集合処理に適した地域を公共下水道事業及び集落排水事業により整備し、山間地を中心に住宅が散在し個別処理に適した地域においては浄化槽事業により整備しています。平成27年度末の普及率は公共下水道75.2%、集落排水13.7%、浄化槽は1.1%となっており3事業合計の普及率は90%となっています。
- ・築30年以上経過している施設は7施設ありますが、10年後には37施設に増えるなど今後老朽化が進みます。また、設置後30年を経過している管渠は30kmを超え、10年後には100kmに迫ることが見込まれていることから処理施設と同様に今後老朽化が進みます。
- ・利用者は本市の人口減少に伴い、減少しています。

課題

ア．上水道

- ・経年施設の増大に伴い、更新、維持管理費用の増大が見込まれます。しかし、

本市の人口減少に伴い水道料金収入が減少しているため、施設の更新費用を十分に確保することが難しくなりつつあります。

イ．下水道、集落排水、浄化槽

- ・旧市町村ごとに整備した処理施設を引き継いでおり、類似団体と比較すると施設数が多いため、非効率な状態となっています。また、経年施設の増大に伴い、更新、維持管理費用の増大が見込まれます。しかし、本市の人口減少に伴い下水道使用料収入が減少しているため、施設の更新費用を十分に確保することが難しくなりつつあります。

今後の管理に関する基本的な方向性

ア．上水道

- ・管路施設は公道漏水調査等の基礎調査を引き続き実施し、安定供給に努めるとともに耐震化の整備を行います。
- ・今後、更新時には施設のダウンサイジングを行い、効率化を図っていきます。
- ・本市では鶴岡市水道ビジョンを策定しています。計画では「命にかかわる水道水 どんな時でも『安全、安心、安定』を届けます」を基本理念とし、実現のため「安全な水の安定供給」、「災害に強い、たくましい水道づくり」、「使用者本位の事業運営」、「誰もが納得する効率的経営」の視点に立ち事業展開を行っています。また、計画は社会情勢の変化や計画の進捗度等に対応するため適宜、計画を再点検し必要な見直しを行い時代に即した計画にしていきます。

イ．下水道、集落排水、浄化槽

- ・下水道施設については健全な施設を維持し、社会インフラとしての機能を確保する為、計画的な維持管理と改築事業を行います。
- ・処理施設の統廃合により施設の効率的運用と経費削減を進めていきます。
- ・人口の予測や生活形態、社会情勢の変化、経済性や環境等、本市の将来予測による鶴岡市汚水処理施設整備構想に基づき、未整備地区の10年概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を進めるとともに、既整備済地区を含めた人口及び汚水量原単位の見直しを行い、下水道施設の新設及び改築に係るイニシャルコストの縮減を図るため、「下水道事業全体計画」を策定します。

(28) 庁舎等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
(全般的に関連)	庁舎、東京事務所、 職員研修会館、 除雪機械格納庫等	20	42,013

現状

- ・ 庁舎等の施設は、庁舎事務所が8施設、除雪機械格納庫が5施設、その他施設が7施設設置されています。
- ・ 築30年以上経過している施設が8施設ありますが、10年後には15施設に増えるなど、今後急速に老朽化が進みます。
- ・ 庁舎事務所8施設のうち、築30年以上経過している施設は4施設となっており、更にそのうちの3施設が旧耐震基準の施設となっています。

課題

- ・ 庁舎の多くが築30年以上を経過しており、施設が老朽化していることから、それに伴う経費の増加が見込まれています。
- ・ 施設機能を維持するため、施設内の変圧器や空調機など各種設備の修繕や更新に加え、耐震補強や建替えなども検討が必要となっています。

今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 日常の保全及び定期点検や診断などにより、施設の安全性確保や施設機能の維持に努めます。
- ・ 予防的な保全や計画的な修繕により、施設の長寿命化を図るとともに維持管理コストの低減を図ります。
- ・ 人口減少等の環境の変化を踏まえ、規模の適正化とともに、周辺のお施設との複合化等を引き続き検討します。
- ・ 施設整備を行う際には、耐震補強を含めた大規模改修、若しくは建替え等を検討します。

(29) 土地

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	面積 (km ²)
快適な都市環境の形成	市有地	53.2

現状

- ・平成27年度末現在、鶴岡市が所有する土地は、53.2km²です。また、その他に、鶴岡市が管理する土地として、公共施設等の用地として借地している土地もあります。

課題

- ・近年においては、公共施設等の用途に供されている土地の維持管理経費に加え、特定の用途に供されていない、いわゆる「遊休資産」となっている土地の維持管理経費が増大しつつあります。

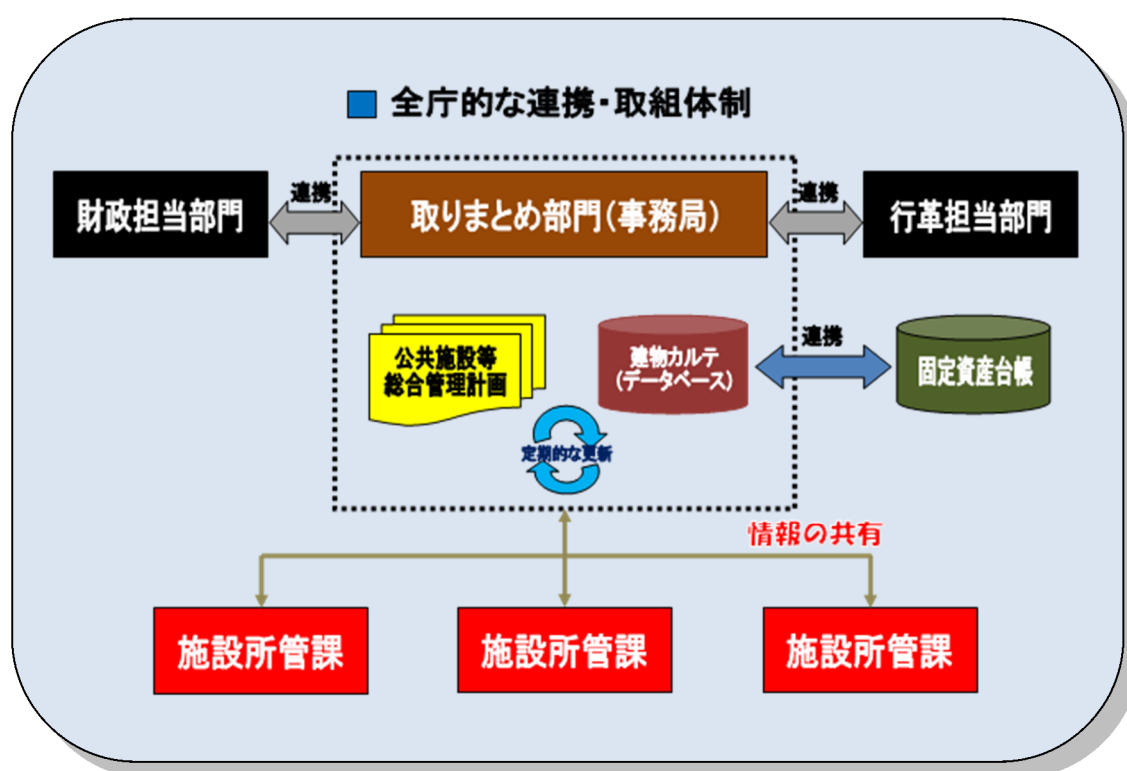
今後の管理に関する基本的な方向性

- ・今後は、将来における公共施設等の適正配置を検討した上で、遊休資産となっている土地の売払い及び貸付けの推進による維持管理経費の削減、自主財源の確保を図るとともに、土地の新規取得の抑制に努め、また、借地のあり方を見直します。

第5章 本計画の着実な推進に向けて

1. 取組体制

公共施設等の施設管理については、これまで同様に各所管課で行いますが、取りまとめ部門（事務局）においてデータの一元管理を行い、財政担当部門とは今後整備する地方公会計について、行革担当部門とは公共施設の統廃合等について連携していきます。各施設所管課とは個別計画の進捗状況の提出を受けながら情報共有や調整を図っていきます。



2. フォローアップの実施方針

本計画の適切な進捗を図るため、計画期間である30年間で前期、中期、後期の各10年間に区分し、各期において「総合管理計画施設類型別基本方針」を策定することとします。計画で示した全体方針に照らし合わせながら、進捗状況を管理していきます。

(1) 全庁的なフォローアップ

公共施設等の管理の適正化に取り組むためには、職員一人ひとりの意識向上が必要となります。本計画の進捗状況にあわせ適宜、職員の意識啓発等を図っていきます。

(2) 施設所管課によるフォローアップ

「総合管理計画施設類型別基本方針」及び個別施設計画による計画管理

施設所管課では、「総合管理計画施設類型別基本方針」及び、施設ごとの個別管理計画を作成の上、当該基本方針及び計画をもって各施設の管理を推進します。当該基本方針及び計画は、進捗状況や社会情勢の急激な変化なども踏まえて、必要に応じ計画の見直しや拡充、整理を図り、質と量の最適化による安心、安全で持続的な公共施設の実現を目指します。

公共施設等の管理に関する情報一元化への寄与

「総合管理計画施設類型別基本方針」及び個別施設計画に係る進捗報告と、各施設の整備状況や利用状況等を記した「建物カルテ」、及び、新地方公会計制度対応のための固定資産台帳更新に必要な各種情報を作成ないし整理の上、取りまとめ部門（事務局）へ提出することで、公共施設等の管理に関する情報の全庁的かつ適時の共有に寄与します。

(3) 取りまとめ部門（事務局）によるフォローアップ

取りまとめ部門（事務局）では、各施設所管課より、上記（2）に示された各種報告ないし情報を受領し、庁内LANの活用によりこれらを閲覧できるようなデータベース環境を構築し、情報の共有化及び進捗状況の把握に努めます。

また、固定資産台帳の更新を每期行い、資産の取得価額や取得時期等の情報について、「建物カルテ」との整合性を確認します。